

制度改革案を反映した試算結果

制度改正案による所得代替率への影響

公的年金の制度改正案の主な内容

- ①被用者保険の適用拡大等（短時間労働者に係る企業規模要件及び賃金要件の撤廃 + 5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消（対象者数：200万人））
 - ②在職老齢年金制度の見直し（支給停止となる収入基準額の引上げ： 50万円→62万円）
 - ③遺族年金の見直し
 - ④標準報酬月額上限の見直し（最高等級の改定ルールの見直し、上限額の引上げ： 65万円→75万円）
- ※2026～2030年度まで報酬比例部分のマクロ経済スライド調整率を1/3に緩和。

令和6年財政検証結果

足下(2024年度)

61.2%

〔 比例:25.0%
基礎:36.2% 〕

現行制度

成長型経済移行・継続 (実質1%成長)

57.6% (2037)

〔 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037) 〕

過去30年投影 (実質ゼロ成長)

50.4% (2057)

〔 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057) 〕

制度改正案

58.9% (2034)

〔 比例:24.7% (2030)
基礎:34.3% (2034) 〕

51.8% (2052)

〔 比例:24.6% (2030)
基礎:27.1% (2052) 〕

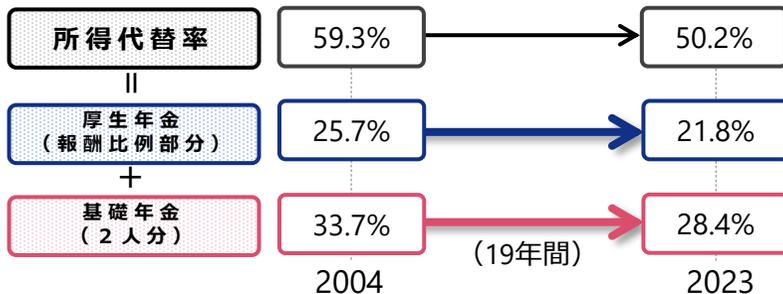
※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、
()内は給付水準の調整終了年度である。

注1： 試算の前提となる人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）

注2： 所得代替率への影響は、適用拡大により+1.4%、在職老齢年金の見直しにより▲0.2%、標準報酬月額上限の見直しにより+0.2%、その他（遺族年金の見直し等）により0.0%。

注3： 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】



《令和6年財政検証：現行制度》



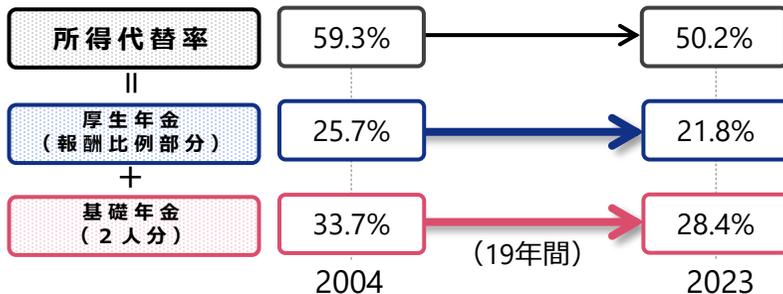
《制度改正案》



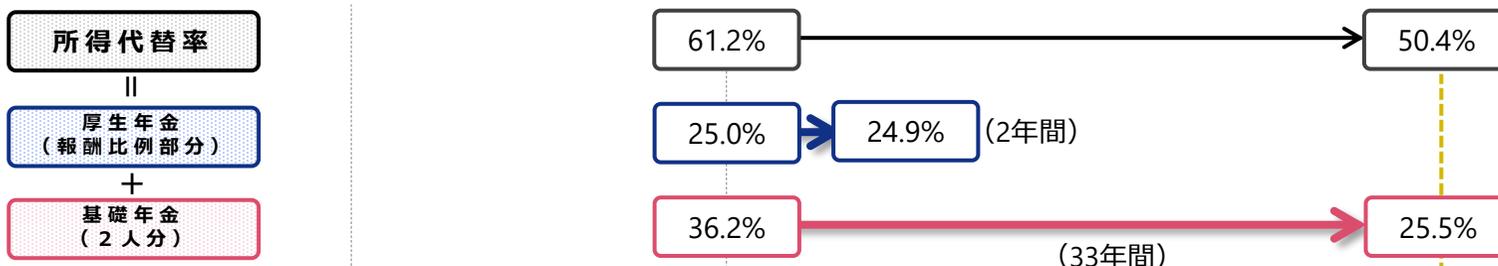
制度改正案

- ①被用者保険の適用拡大等
(企業規模要件及び賃金要件の撤廃+
5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消
(対象者数：200万人))
 - ②在職老齢年金制度の見直し
 - ③遺族年金の見直し
 - ④標準報酬月額上限の見直し
- ※2026~2030年度まで報酬比例部分のマ
クロ経済スライド調整率を1/3に緩和

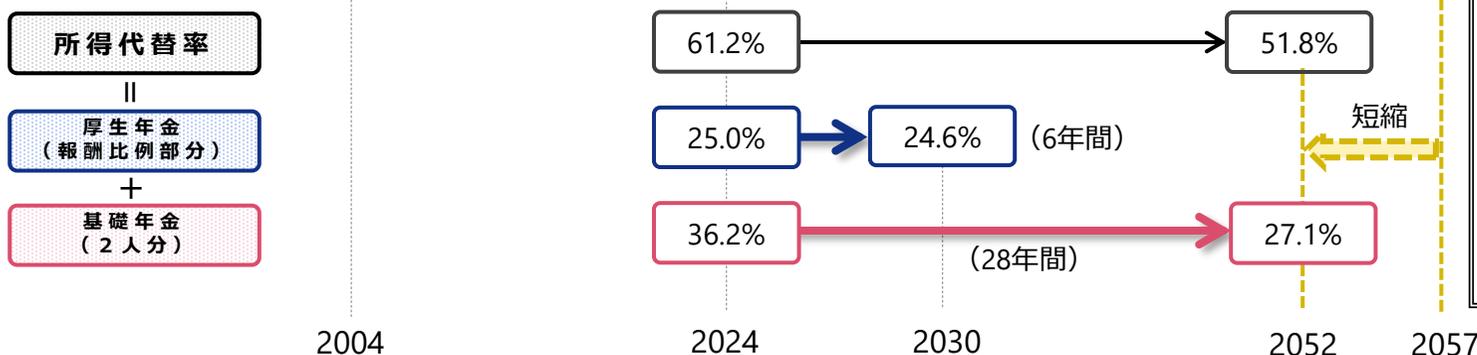
《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】



《令和6年財政検証：現行制度》



《制度改正案》



制度改正案

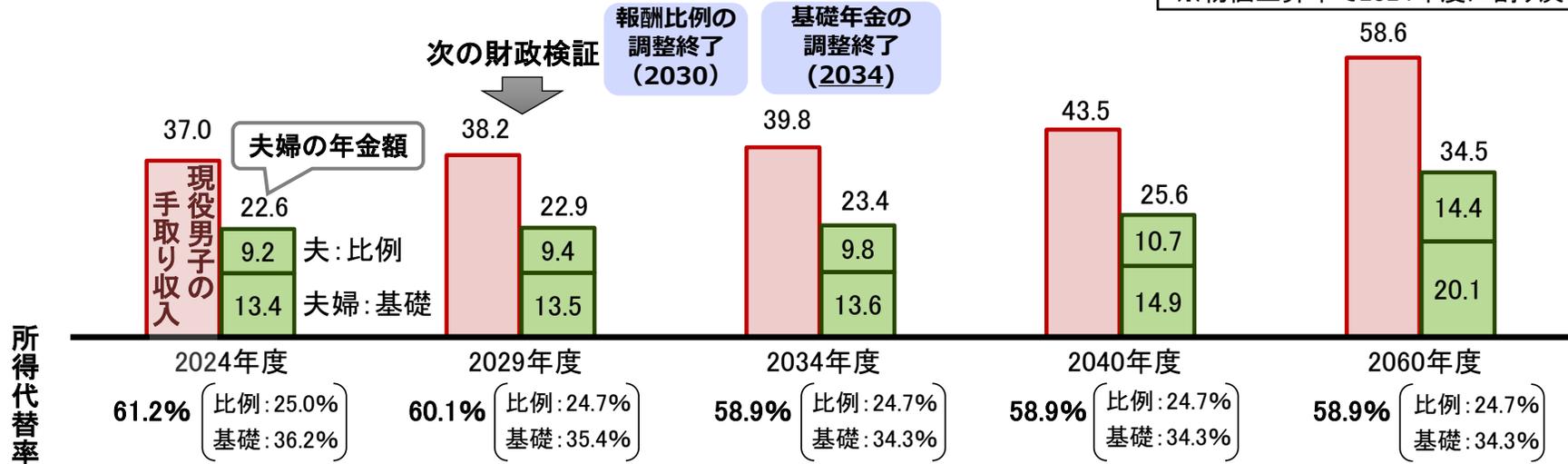
- ①被用者保険の適用拡大等
(企業規模要件及び賃金要件の撤廃+
5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消
(対象者数：200万人))
 - ②在職老齢年金制度の見直し
 - ③遺族年金の見直し
 - ④標準報酬月額上限の見直し
- ※2026~2030年度まで報酬比例部分のマ
クロ経済スライド調整率を1/3に緩和

注 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

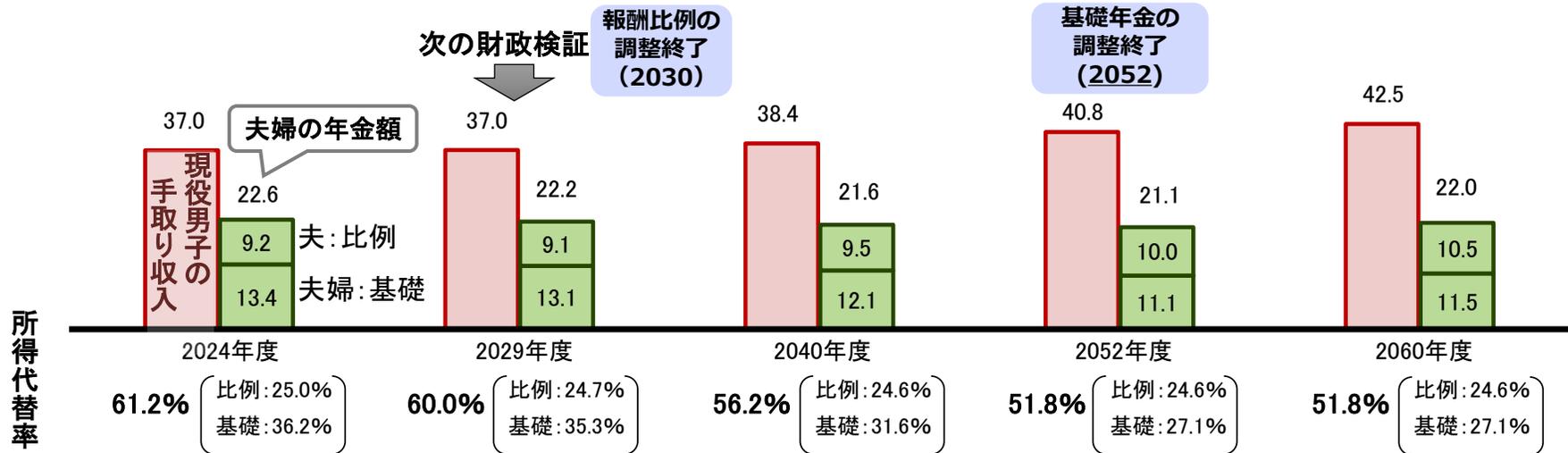
所得代替率及びモデル年金の将来見通し（制度改正案）

成長型経済移行・継続（実質1%成長） （実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

単位：万円（月額）
 ※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



過去30年投影（実質ゼロ成長） （実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

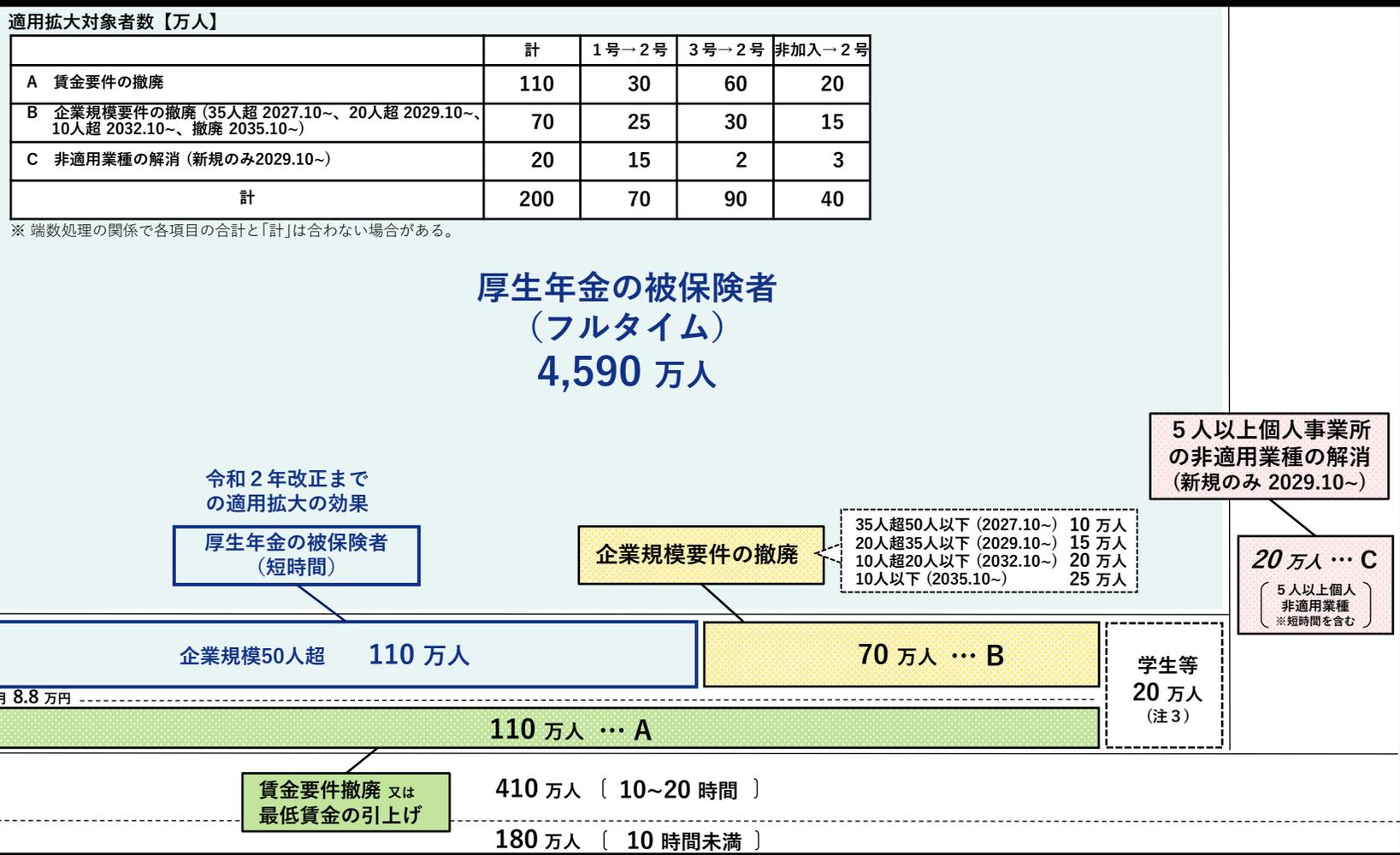


※ 1 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
 ※ 2 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。
 ※ 3 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
 ※ 4 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)

5,740万人 ※70歳以上を除く



フルタイム
4,780万人

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590万人

5人以上個人事業所の非適用業種の解消
(新規のみ 2029.10~)

令和2年改正までの適用拡大の効果

厚生年金の被保険者
(短時間)

企業規模要件の撤廃

35人超50人以下 (2027.10~)	10万人
20人超35人以下 (2029.10~)	15万人
10人超20人以下 (2032.10~)	20万人
10人以下 (2035.10~)	25万人

20万人...C
(5人以上個人非適用業種
※短時間を含む)

週所定労働時間
4分の3 (注4)

企業規模50人超 110万人

70万人...B

学生等
20万人
(注3)

110万人...A

賃金要件撤廃 又は 最低賃金の引上げ 410万人 [10~20時間]

180万人 [10時間未満]

フルタイム
以外
960万人

うち
20時間未満
580万人

うち
20時間以上
380万人

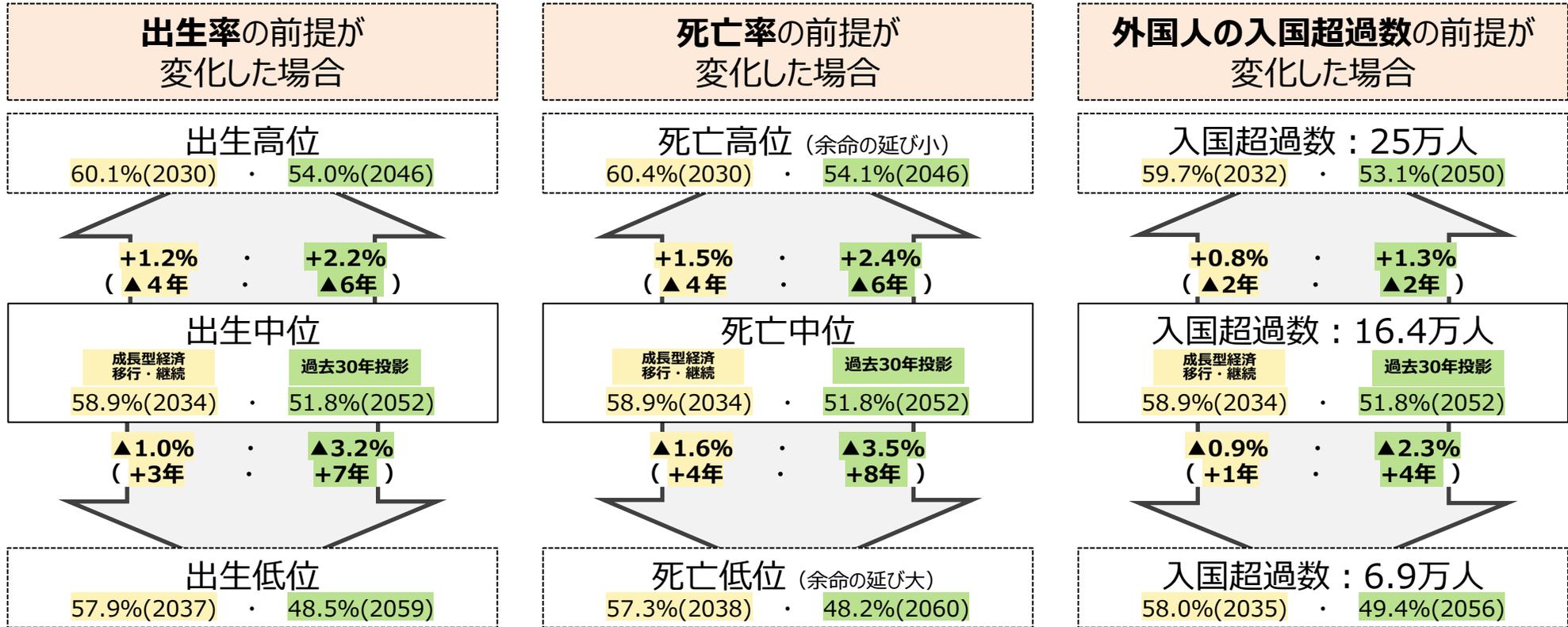
適用事業所

非適用事業所
(未適用者を含む)

注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者(更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く)が含まれている。
 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。
 注5. 5人以上個人事業所の非適用業種の解消(C)に係る20万人は、全ての事業所が適用となった場合の数値。試算上は2029年10月から20年かけて適用されると仮定。
 (参考) 今回の見直しによる公費への影響として、医療保険における公費は今回の適用拡大対象者が全て適用された時点で約0.2兆円減少。他方で、長期的に見れば適用拡大による基礎年金水準向上に伴う公費負担増を考慮する必要があることに留意(成長型経済移行・継続ケースでは給付水準調整終了後の2037年度時点で約0.6兆円、過去30年投影ケースでは給付水準調整終了後の2057年度時点で約0.5兆円増加(いずれも2024年度価格))

人口の前提が変化した場合の影響（制度改正案）

※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したもの。（ ）内は給付水準の調整終了年度。



	合計特殊出生率		平均寿命			外国人の入国超過数	
将来の仮定	2020年 1.33	2070年 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	2020年 男性：81.58 女性：87.72	2070年 高位 (余命の伸び小) 84.56 中位 85.89 91.94 低位 (余命の伸び大) 87.22 93.27	~2040年 (一定) 25万人 16.4万人 6.9万人	※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定	
直近の実績	2022年 1.26 (1.25) 2023年 1.20 (1.23) ※ () 内は中位の仮定値		2023年 男性：81.09 (81.75) 女性：87.14 (87.82)	※ () 内は中位の仮定値	2023年 24.0万人 (16.4万人) 2024年 34.2万人 (16.4万人)	※ () 内は仮定値	

制度改革案による経歴類型別割合や平均年金額への影響

女性

65歳
(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

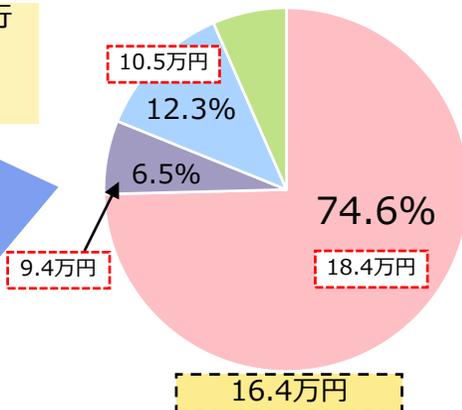
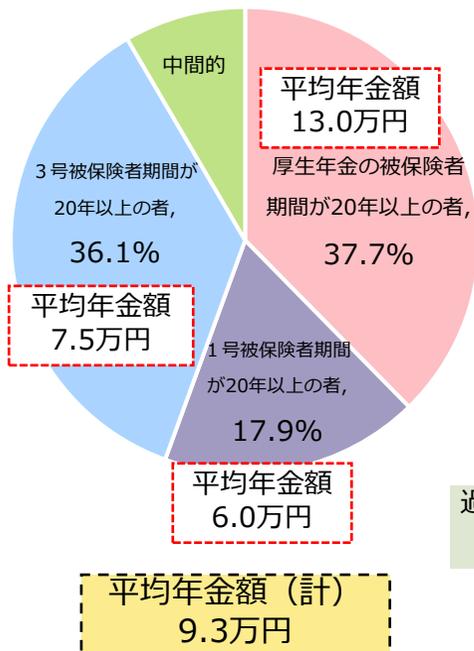
(1994年度生、2059年度に65歳)

現行制度

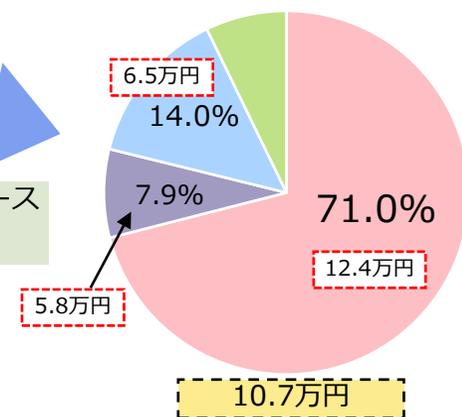
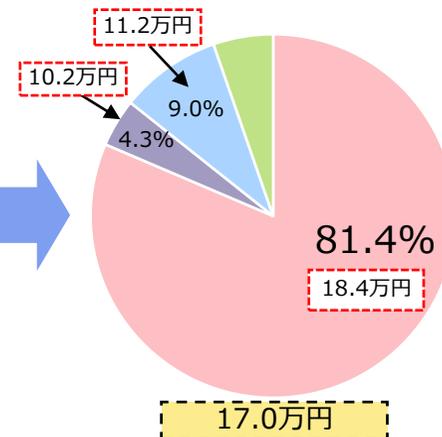
制度改革案

成長型経済移行
・継続ケース
(実質1%成長)

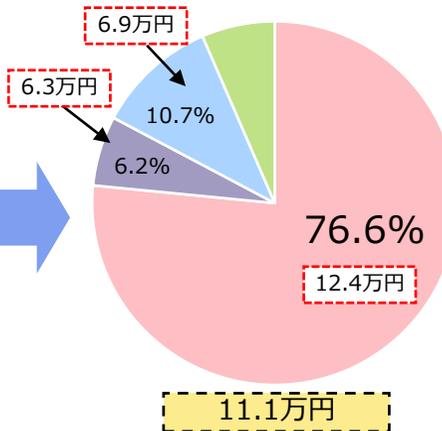
過去30年投影ケース
(実質ゼロ成長)



制度改革案



制度改革案



※現行制度及び制度改革案（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。
 ※経歴類型の「中間的」は「厚生年金の被保険者期間が20年以上の者」、「1号被保険者期間が20年以上の者」、「3号被保険者期間が20年以上の者」いずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

制度改革案による経歴類型別割合や平均年金額への影響

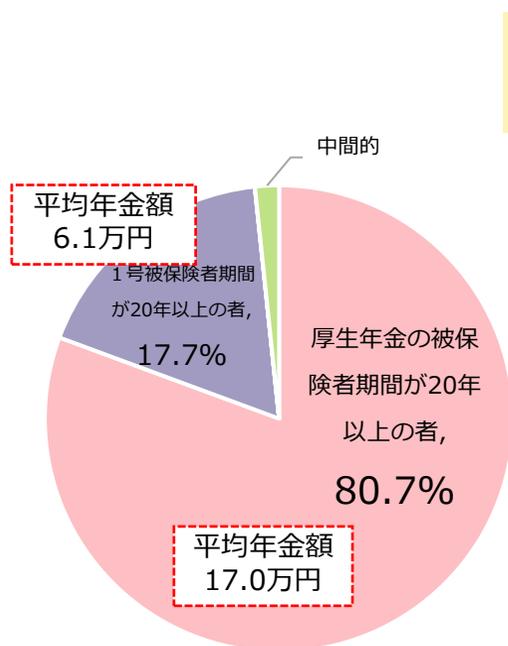
男性

65歳
(1959年度生)

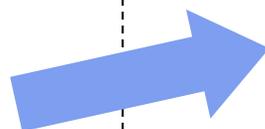
将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

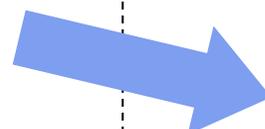
(1994年度生、2059年度に65歳)



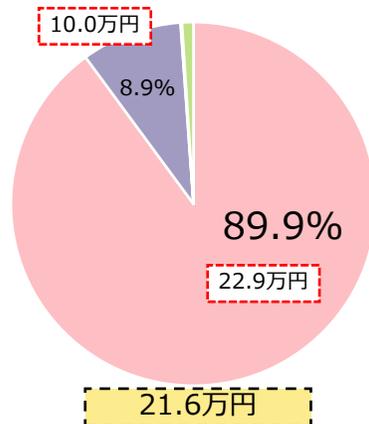
成長型経済移行
・継続ケース
(実質1%成長)



過去30年投影ケース
(実質ゼロ成長)



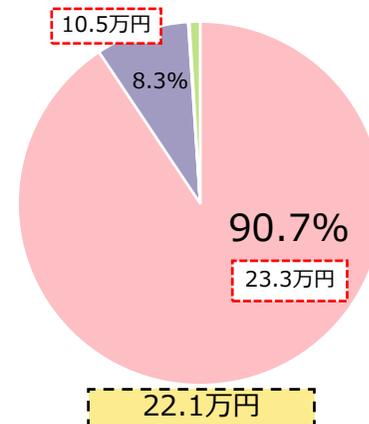
現行制度



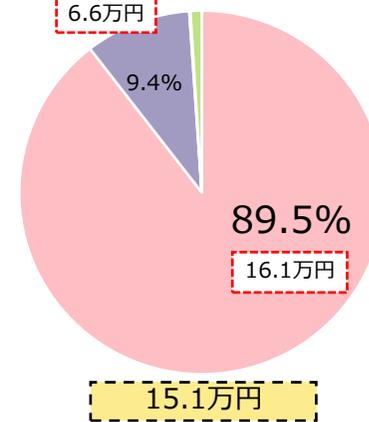
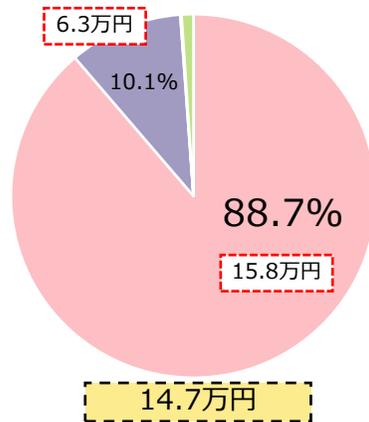
制度改革案



制度改革案



制度改革案



※現行制度及び制度改革案（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。
※経歴類型の「中間的」は「厚生年金の被保険者期間が20年以上の者」、「1号被保険者期間が20年以上の者」、「3号被保険者期間が20年以上の者」いずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

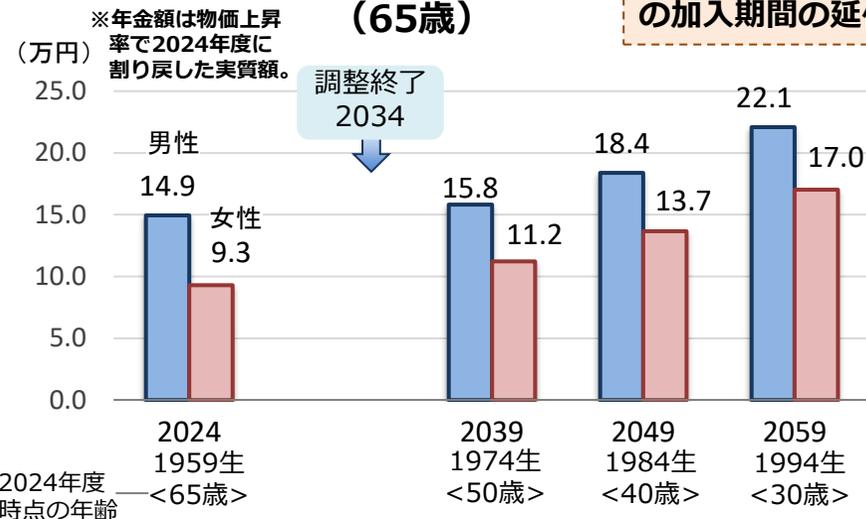
年金額の将来見通し（制度改正案）

成長型経済移行・継続ケース（実質1%成長、実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

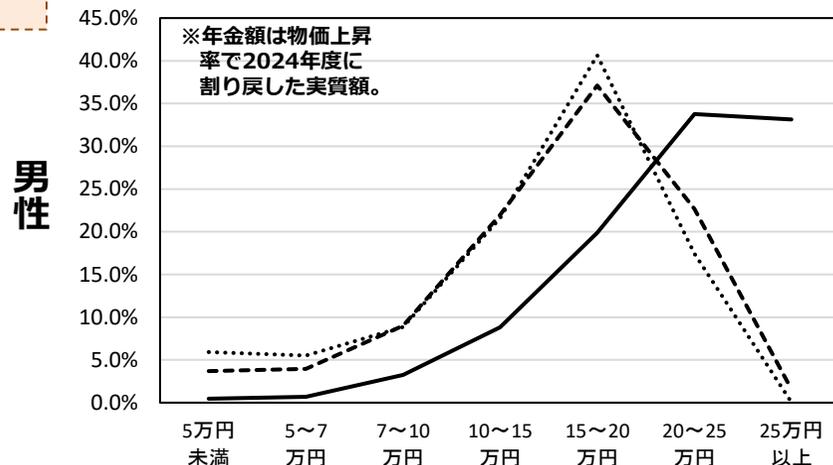
○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 （65歳）

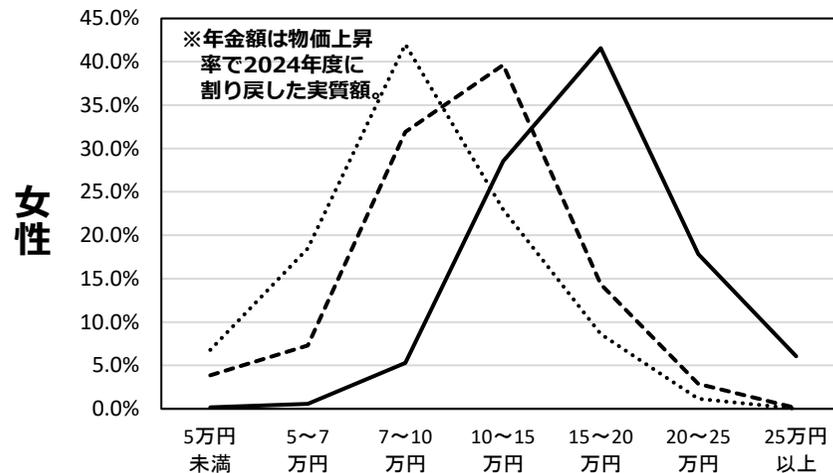
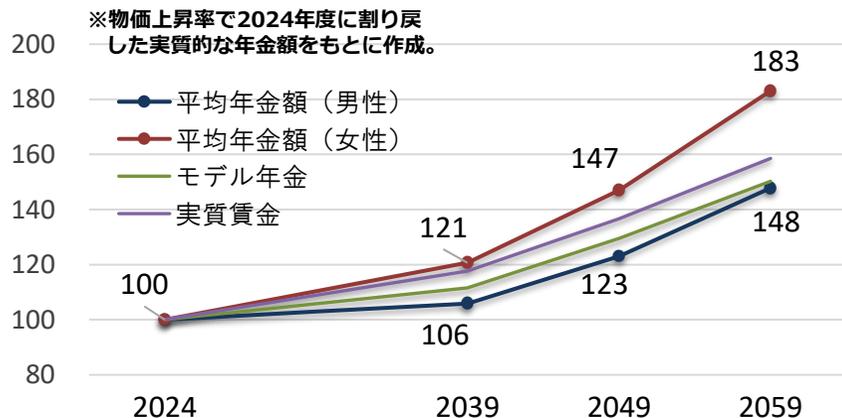
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



年金月額の分布



年金の伸び



..... 1959年度生 <65歳> - - - - 1974年度生 <50歳> ——— 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

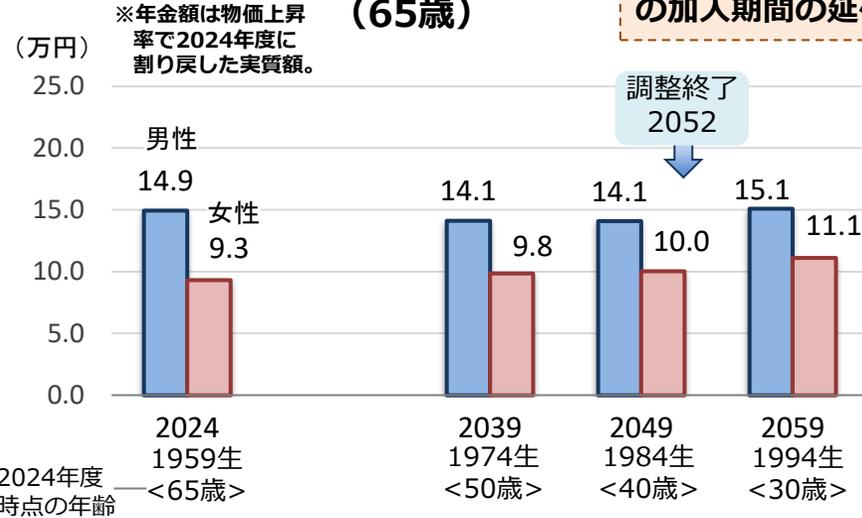
年金額の将来見通し（制度改正案）

過去30年投影ケース（実質ゼロ成長、実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

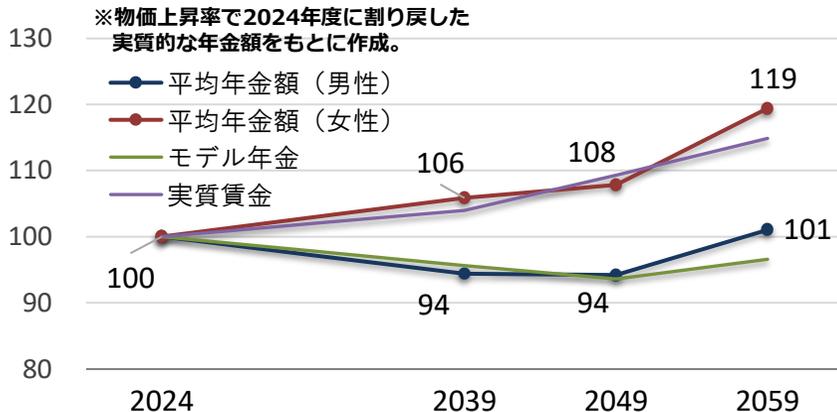
○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】 （65歳）

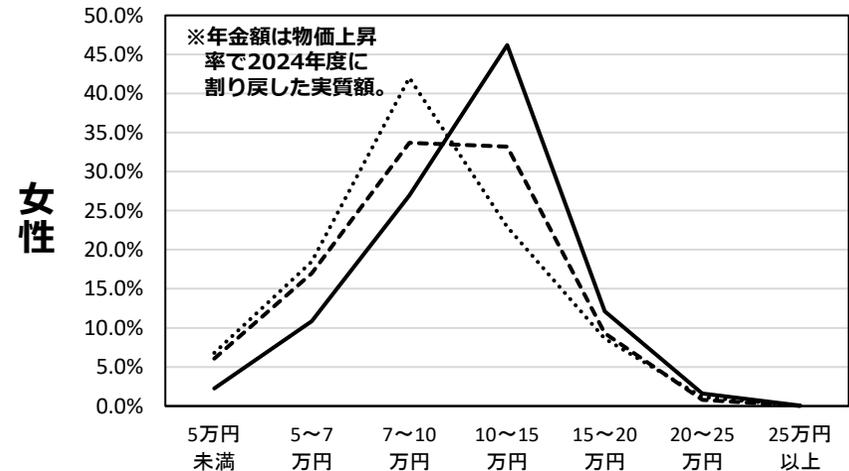
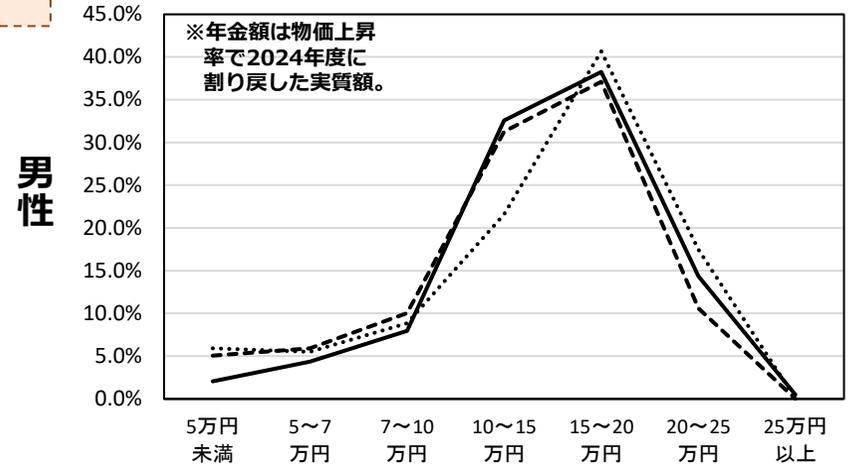
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



年金の伸び



年金月額分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - - 1974年度生 <50歳> ——— 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

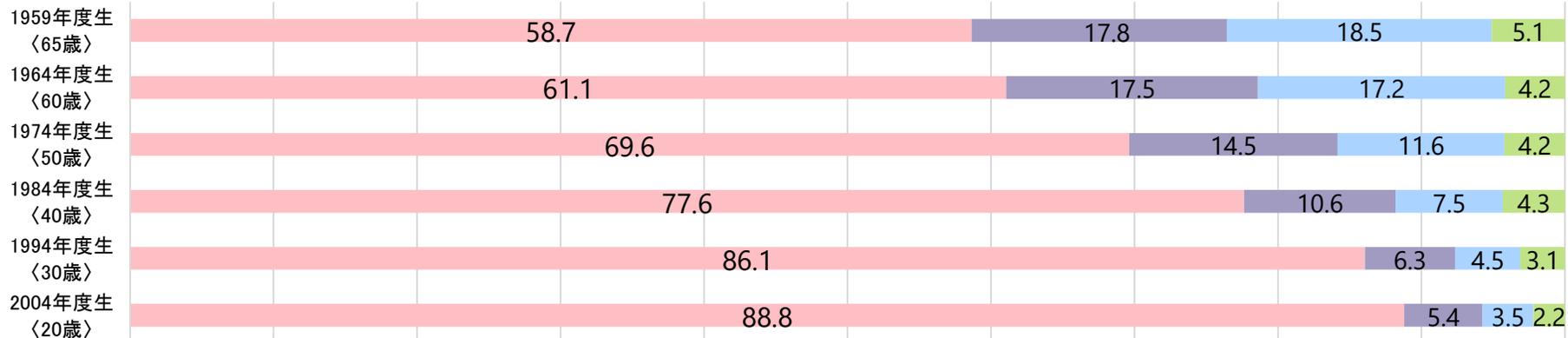
現役時代の経歴類型の変化（生年度別）

一制度改正案、男女計一

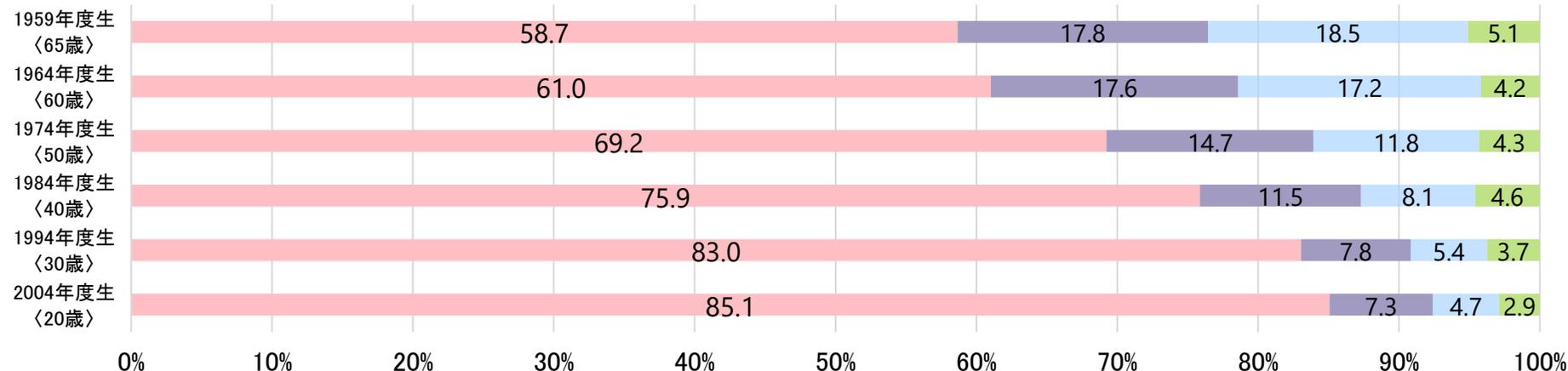
○ 労働参加の進展により、若年世代ほど、厚生年金期間中心の者が増加し、1号期間中心や3号期間中心の者が減少する見通し。

〈 〉は2024年度末の年齢

成長型経済移行・継続



過去30年投影



■ 厚生年金期間中心 ■ 1号期間中心 ■ 3号期間中心 ■ 中間的な経歴

厚生年金期間中心 : 厚生年金の被保険者期間が20年以上の者
 1号期間中心 : 1号被保険者期間が20年以上の者
 3号期間中心 : 3号被保険者期間が20年以上の者
 中間的な経歴 : 上記のいずれでもない者
 ※厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類。

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

現役時代の経歴類型の変化（性、生年度別）

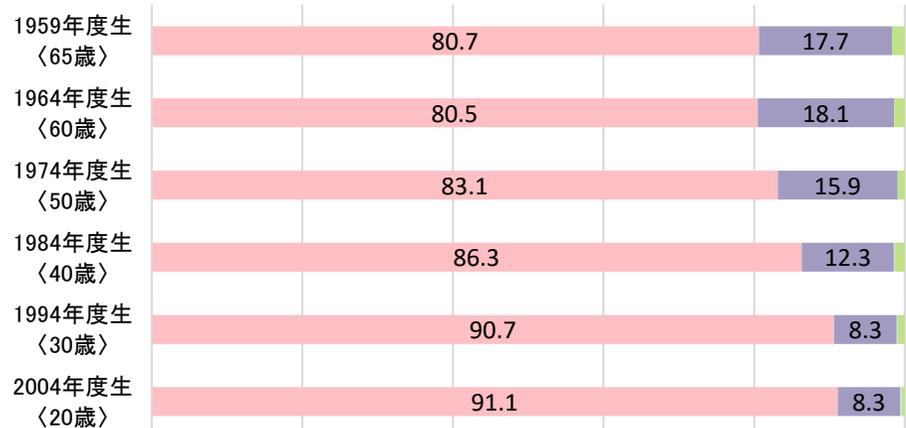
一制度改正案

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど、厚生年金期間中心の者が増加し、1号期間中心や3号期間中心の者が減少する見通し。

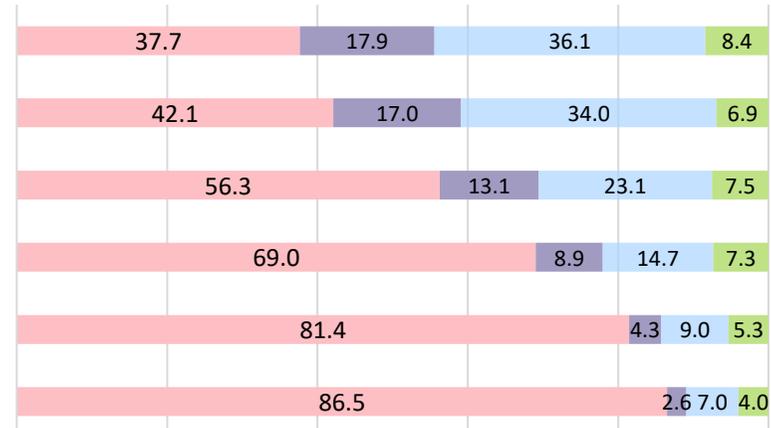
〈 〉は2024年度末の年齢

成長型経済移行・継続

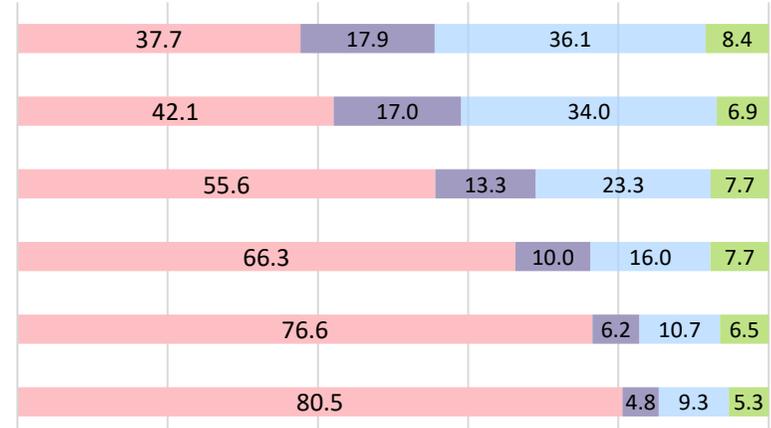
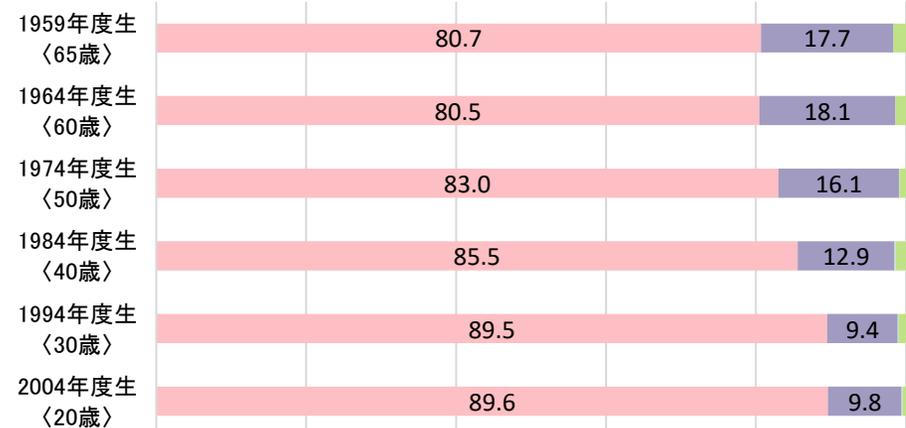
男性



女性



過去30年投影



■ 厚生年金期間中心 ■ 1号期間中心 ■ 3号期間中心 ■ 中間的な経歴

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別）

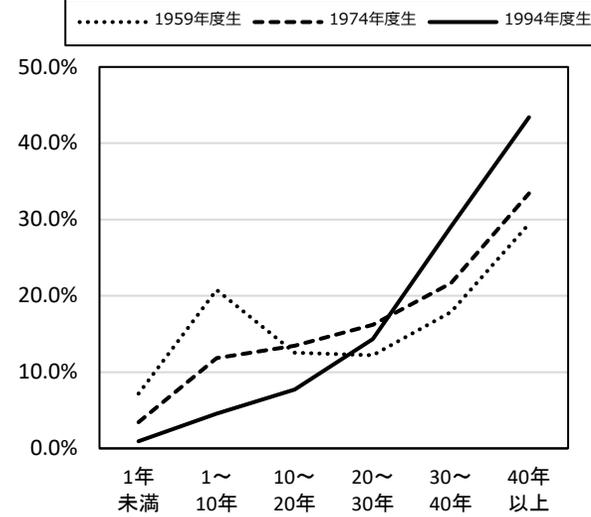
一制度改正案、男女計一

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

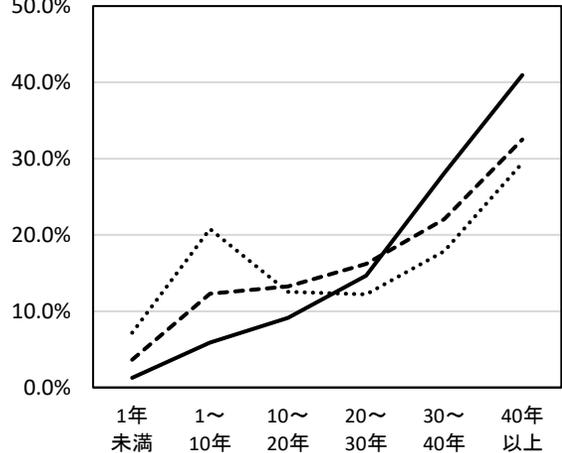
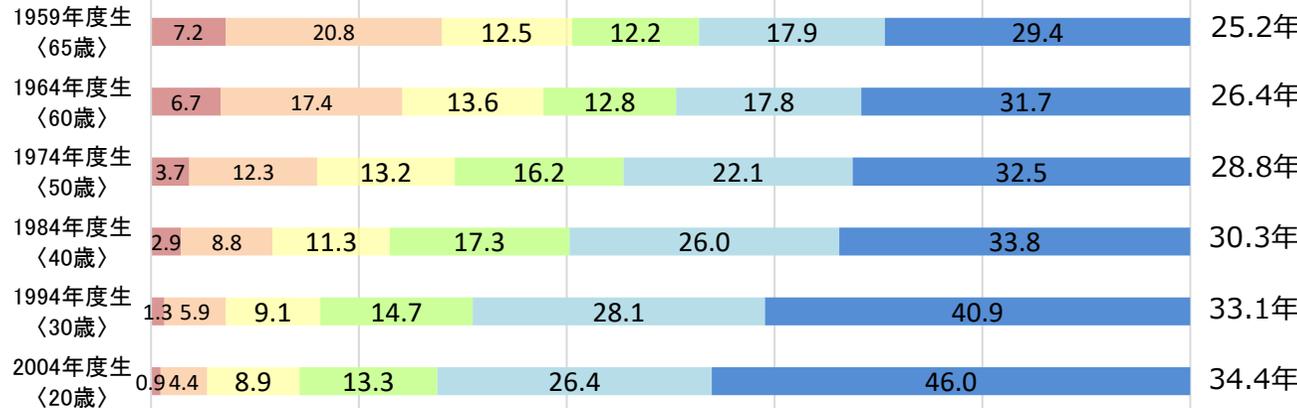
〈 〉は2024年度末の年齢

厚生年金の平均被保険者期間

成長型経済移行・継続



過去30年投影



0% 20% 40% 60% 80% 100%

厚生年金の被保険者期間が20年以上

■ 1年未満 ■ 1~10年 ■ 10~20年 ■ 20~30年 ■ 30~40年 ■ 40年以上

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別）

一制度改正案、男性一

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

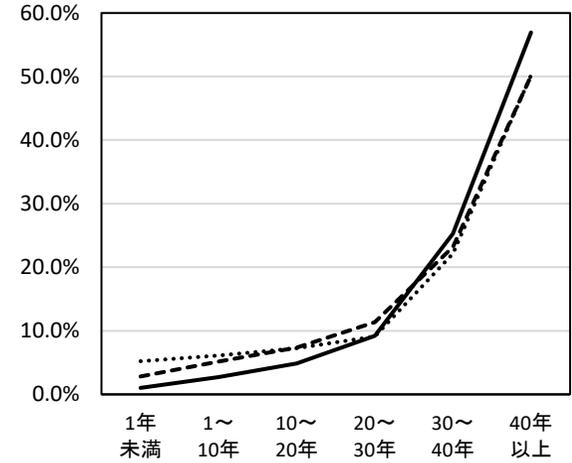
〈 〉は2024年度末の年齢

厚生年金の平均被保険者期間

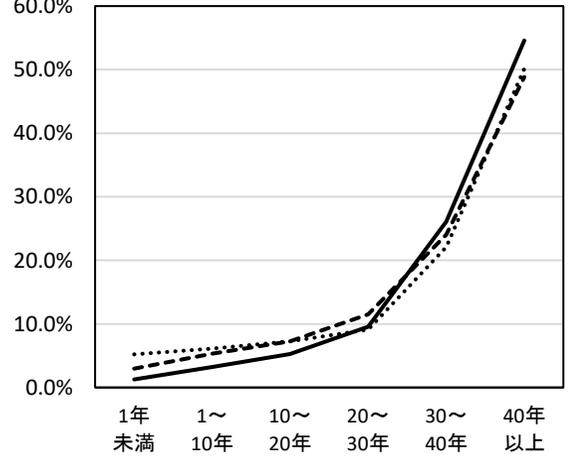
成長型経済移行・継続



..... 1959年度生 - - - - 1974年度生 ———— 1994年度生



過去30年投影



0% 20% 40% 60% 80% 100%

厚生年金の被保険者期間が20年以上

■ 1年未満 ■ 1~10年 ■ 10~20年 ■ 20~30年 ■ 30~40年 ■ 40年以上

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別）

一制度改正案、女性一

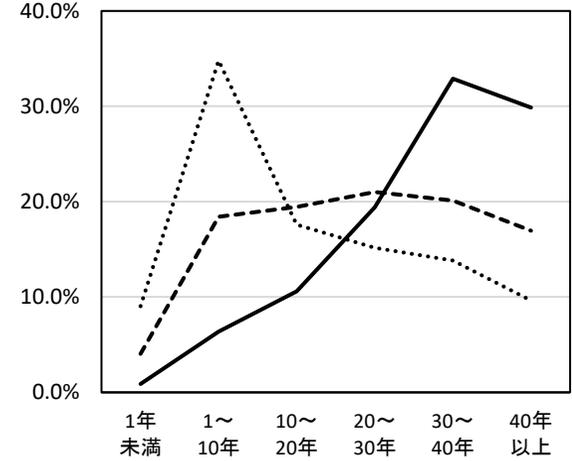
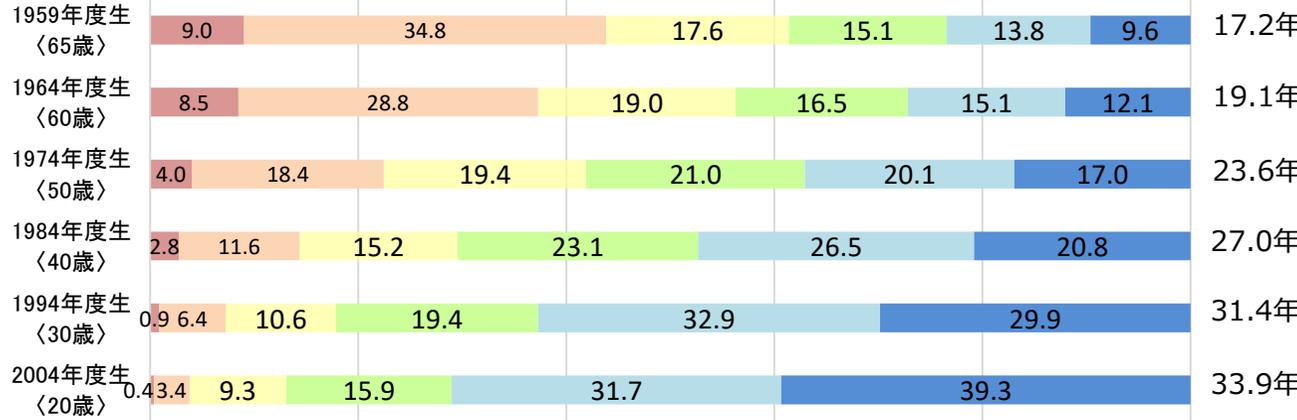
○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

〈 〉は2024年度末の年齢

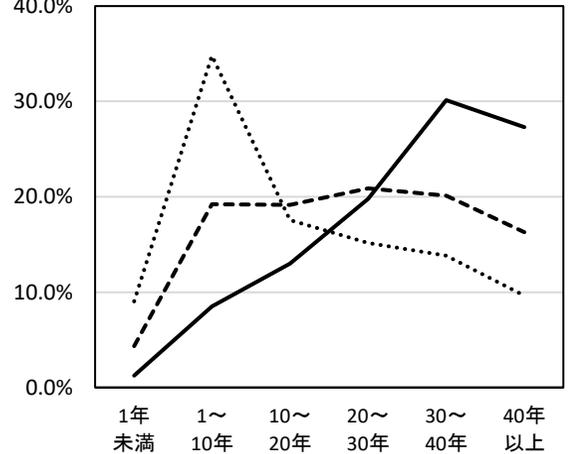
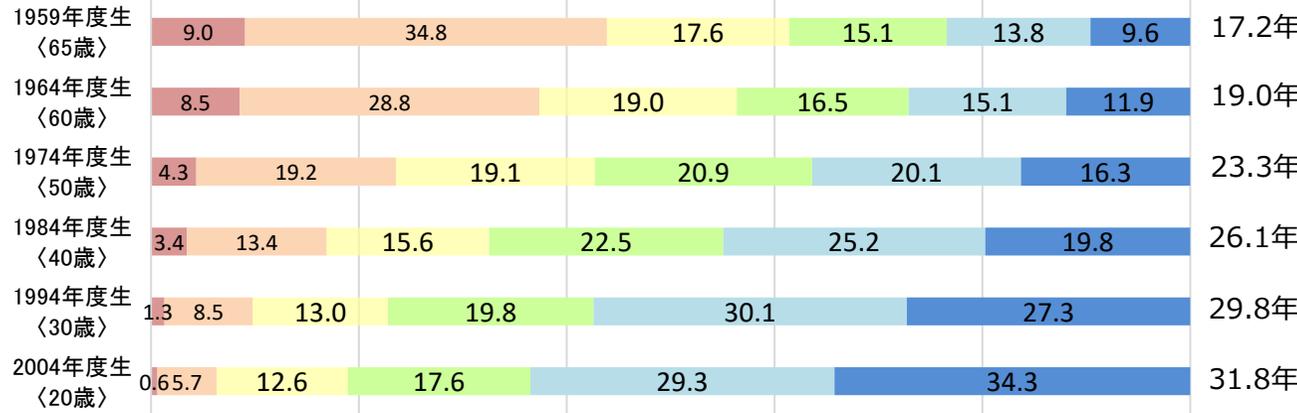
厚生年金の平均被保険者期間

..... 1959年度生 - - - 1974年度生 — 1994年度生

成長型経済移行・継続



過去30年投影



0% 20% 40% 60% 80% 100%

厚生年金の被保険者期間が20年以上

■ 1年未満 ■ 1~10年 ■ 10~20年 ■ 20~30年 ■ 30~40年 ■ 40年以上

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別）

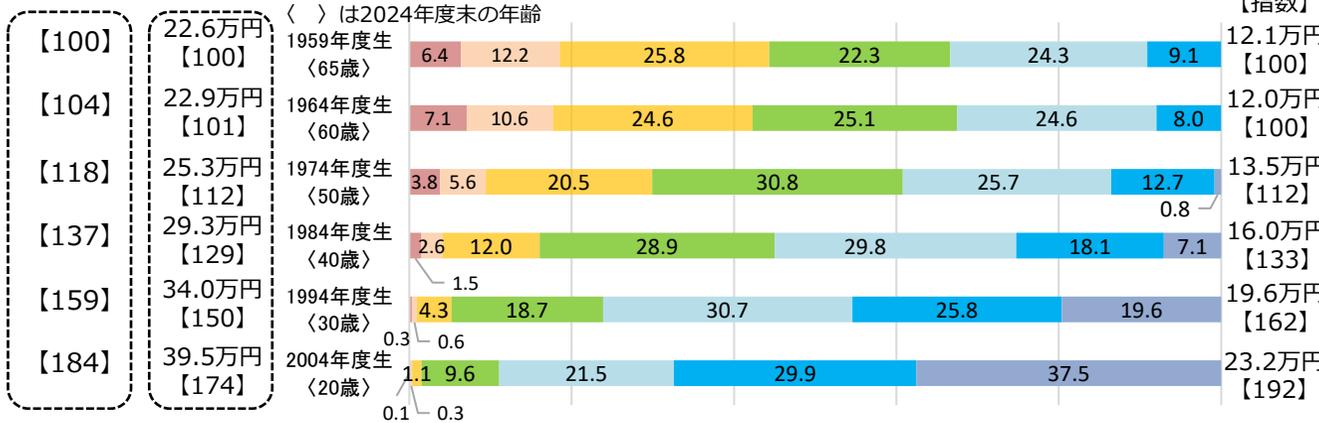
—制度改正案、男女計—

- 労働参加の進展による厚生年金被保険者期間の延伸と実質賃金の上昇を背景に、若年世代の方が、年金月額（実質）は増加していき、低年金も減少する見通し。
- 平均年金額（実質）の伸びは、モデル年金額（実質）の伸びを上回る見通し。

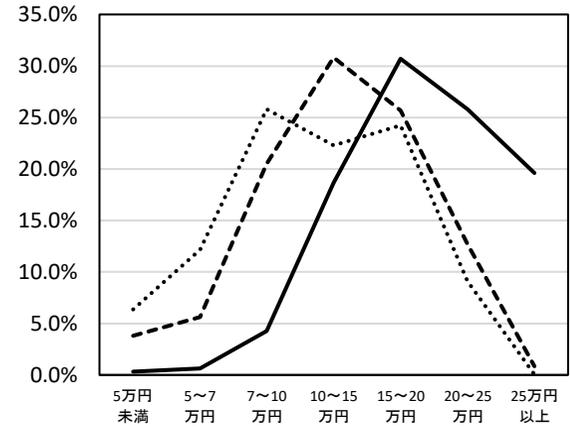
※ 実質賃金指数、モデル年金額、年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。
 ※ 実質賃金指数、モデル年金額、平均年金額の【】内の値は、2024年度の水準を100として指数化した値。

実質賃金指数 2024年=100 (65歳時点)
 モデル年金額 【指数】 (65歳時点)

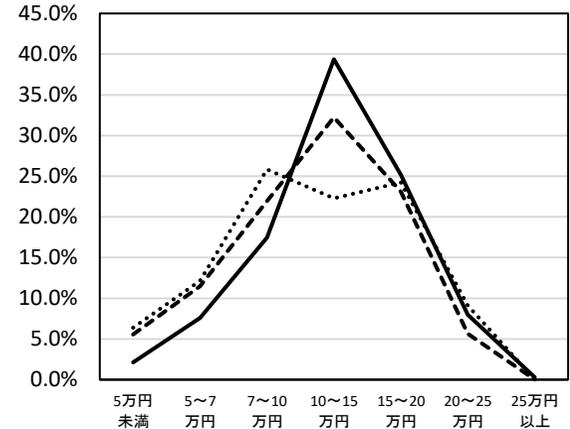
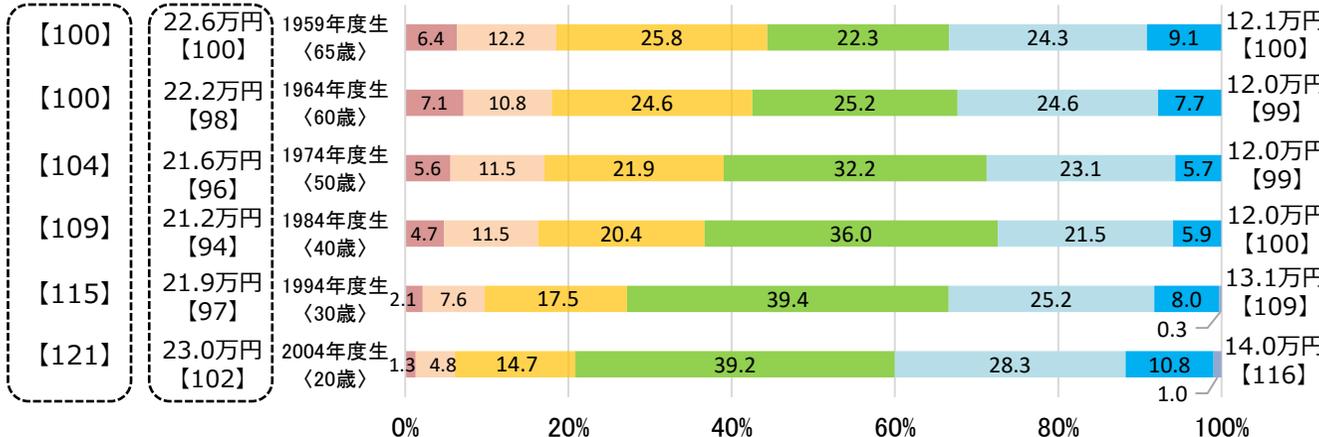
成長型経済移行・継続



..... 1959年度生 - - - 1974年度生 — 1994年度生



過去30年投影



■ 月額5万円未満 ■ 5~7万円 ■ 7~10万円 ■ 10~15万円 ■ 15~20万円 ■ 20~25万円 ■ 25万円以上

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別）

—制度改正案、男性—

○ 労働参加の進展による厚生年金被保険者期間の延伸と実質賃金の上昇を背景に、若年世代の方が、低年金が減少する見通し。

※ 実質賃金指数、モデル年金額、年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。
 ※ 実質賃金指数、モデル年金額、平均年金額の【】内の値は、2024年度の水準を100として指数化した値。

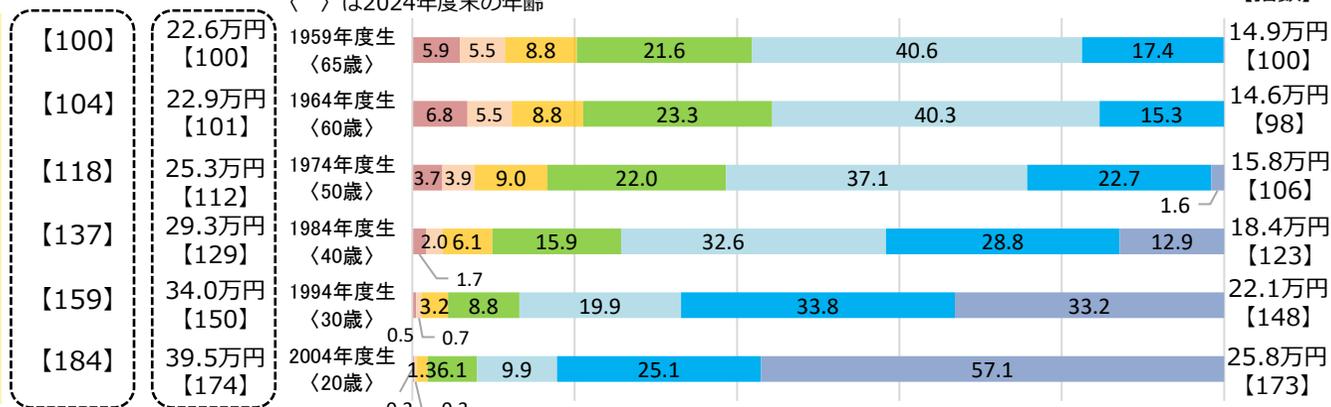
実質賃金指数 2024年=100
 (65歳時点) 【指数】

モデル年金額 (65歳時点) 【指数】

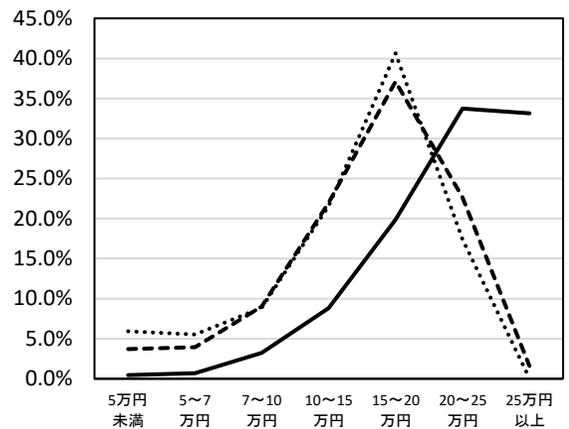
〈 〉は2024年度末の年齢

平均
年金月額
【指数】

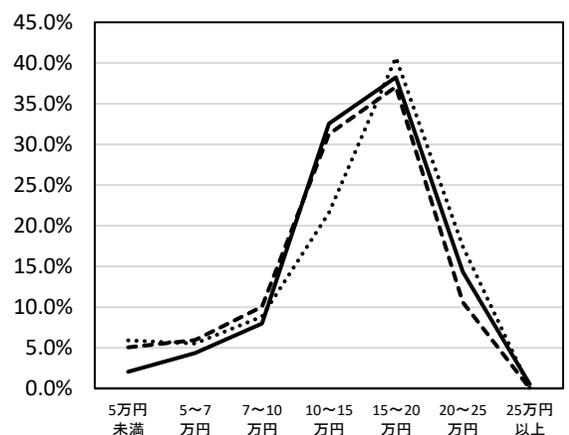
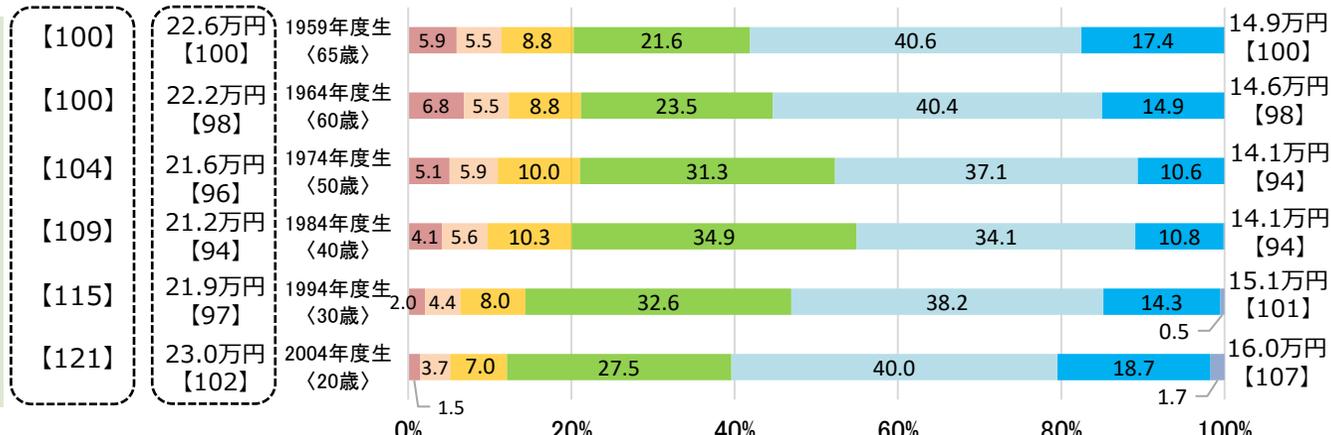
成長型経済移行・継続



..... 1959年度生 - - - 1974年度生 — 1994年度生



過去30年投影



■ 月額5万円未満 ■ 5~7万円 ■ 7~10万円 ■ 10~15万円 ■ 15~20万円 ■ 20~25万円 ■ 25万円以上

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別）

—制度改正案、女性—

- 労働参加の進展による厚生年金被保険者期間の延伸と実質賃金の上昇を背景に、若年世代の方が、年金月額（実質）は増加していき、低年金も減少する見通し。
- 平均年金額（実質）の伸びは、賃金の伸びと同等（過去30年投影ケース）又は上回る（成長型経済移行・継続ケース）見通し。

※ 実質賃金指数、モデル年金額、年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。

※ 実質賃金指数、モデル年金額、平均年金額の【】内の値は、2024年度の水準を100として指数化した値。

実質賃金指数 2024年=100
(65歳時点)

モデル年金額 【指数】
(65歳時点)

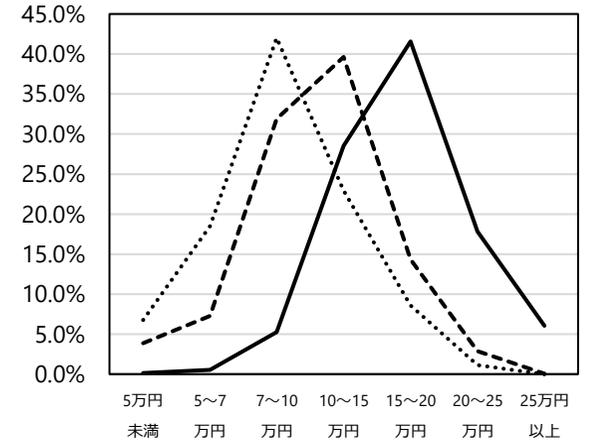
〈 〉は2024年度末の年齢

平均
年金月額
【指数】

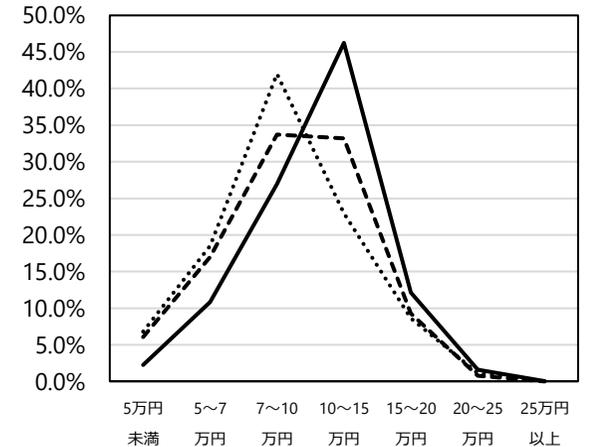
成長型経済移行・継続



..... 1959年度生 - - - 1974年度生 — 1994年度生



過去30年投影



■ 月額5万円未満 ■ 5~7万円 ■ 7~10万円 ■ 10~15万円 ■ 15~20万円 ■ 20~25万円 ■ 25万円以上

(注) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

老齢年金の平均年金月額（指数）の変化（性・生年度別）

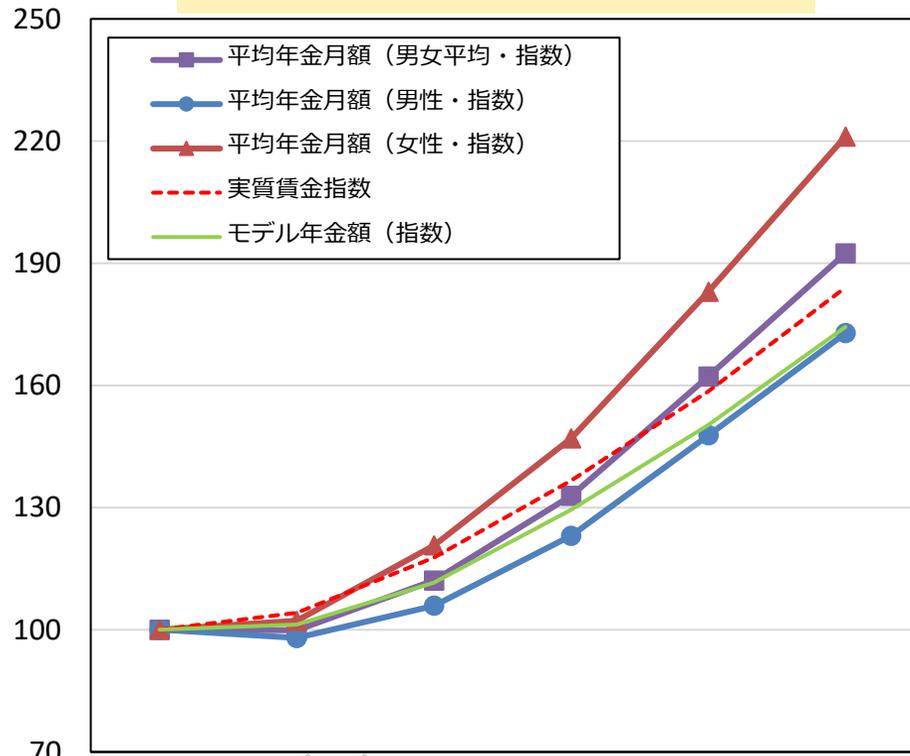
—制度改正案—

○ 若年世代ほど年金額（実質）が上昇。特に女性は、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースともに実質賃金を上回る伸びを示す。

※すべての指標を2024年度=100として指数化したもの。

※平均年金月額指数及びモデル年金額指数は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値をもとに作成。

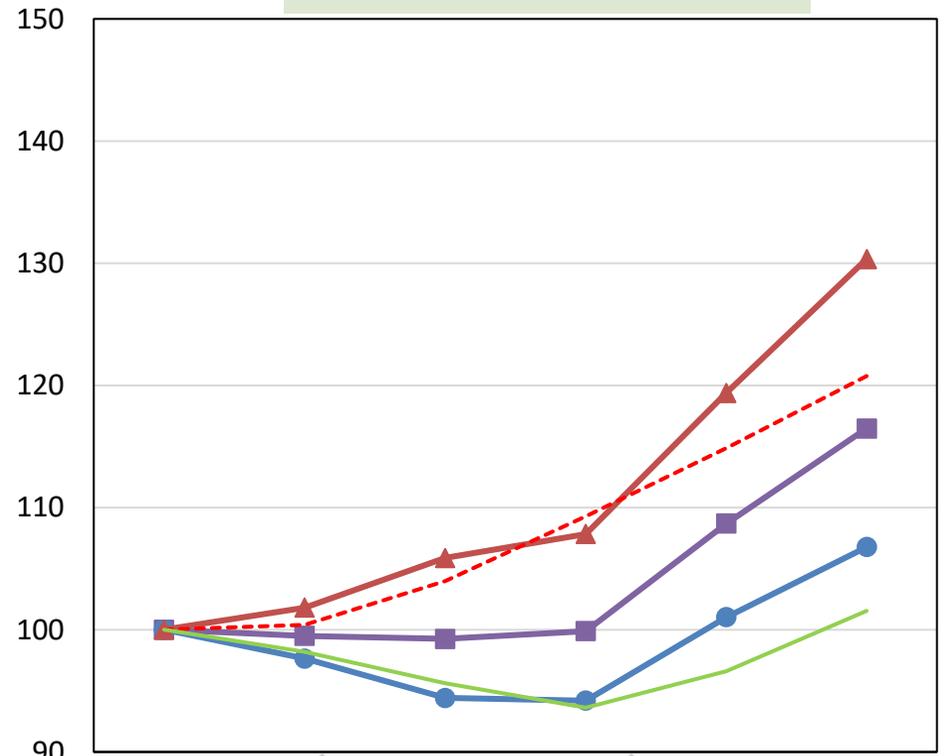
成長型経済移行・継続



生年度 1959年度生 1964年度生 1974年度生 1984年度生 1994年度生 2004年度生
 2024年度年齢 <65歳> <60歳> <50歳> <40歳> <30歳> <20歳>
 65歳到達年度 2024年度 2029年度 2039年度 2049年度 2059年度 2069年度

比例の調整終了 (2030) 基礎の調整終了 (2034)

過去30年投影



生年度 1959年度生 1964年度生 1974年度生 1984年度生 1994年度生 2004年度生
 2024年度年齢 <65歳> <60歳> <50歳> <40歳> <30歳> <20歳>
 65歳到達年度 2024年度 2029年度 2039年度 2049年度 2059年度 2069年度

比例の調整終了 (2030) 基礎の調整終了 (2052)

(注1) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

(注2) 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

制度改革案の年金月額への影響

給付水準の調整終了後の所得代替率及び給付水準の調整終了年度の制度改革案による変化は、

【成長型経済移行・継続ケース】

現行制度 57.6% (2037) [比例: 25.0% (調整なし)、基礎: 32.6% (2037)] ⇒ 制度改革案 58.9% (2034) [比例: 24.7% (2030)、基礎: 34.3% (2034)]

【過去30年投影ケース】

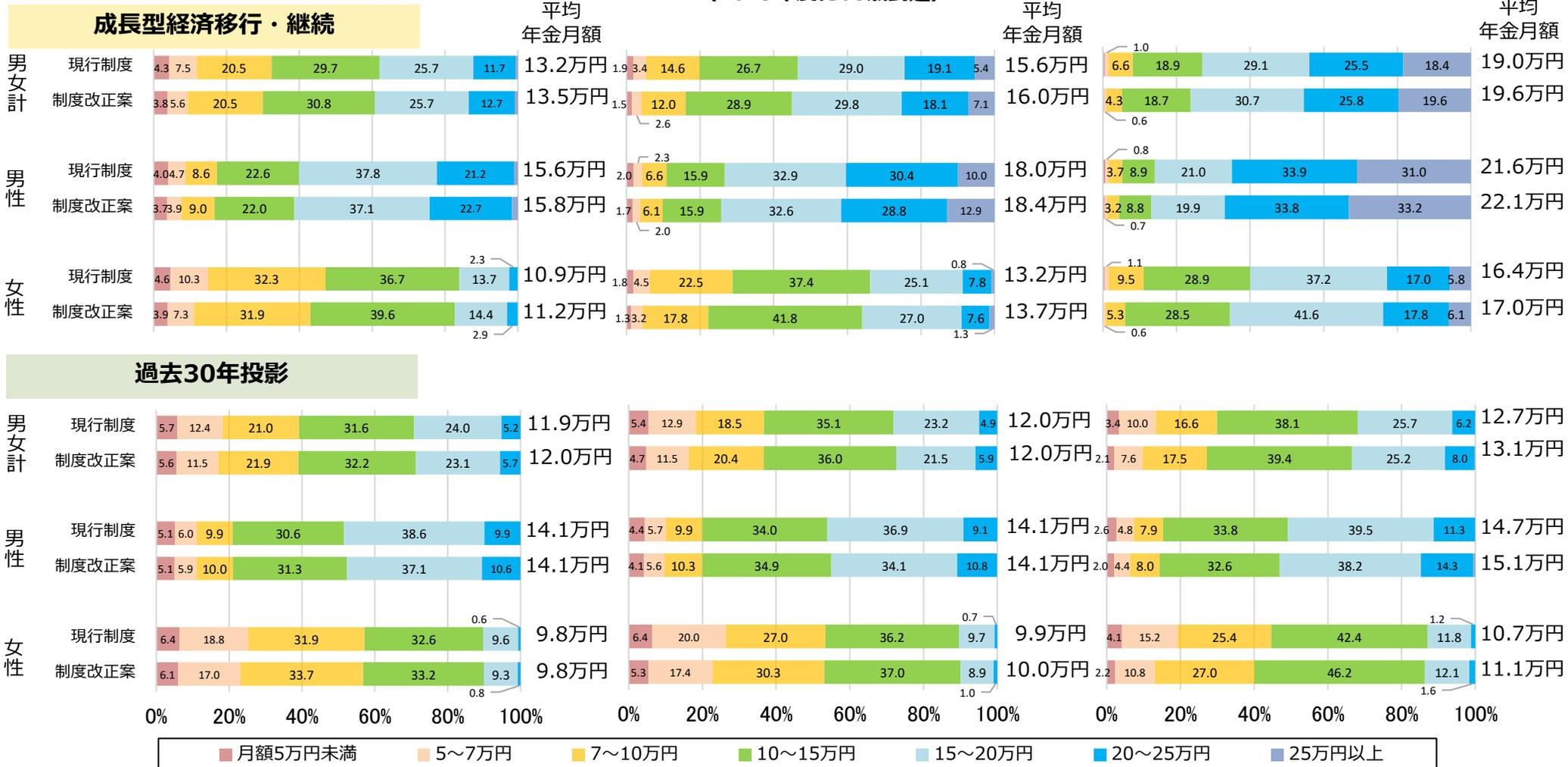
現行制度 50.4% (2057) [比例: 24.9% (2026)、基礎: 25.5% (2057)] ⇒ 制度改革案 51.8% (2052) [比例: 24.6% (2030)、基礎: 27.1% (2052)]

※ 年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。

1974年度生〈50歳〉
(2039年度に65歳到達)

1984年度生〈40歳〉
(2049年度に65歳到達)

1994年度生〈30歳〉
(2059年度に65歳到達)



(注1) 労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

(注2) 制度改革案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

制度改革案による老齢年金の年金月額分布の変化

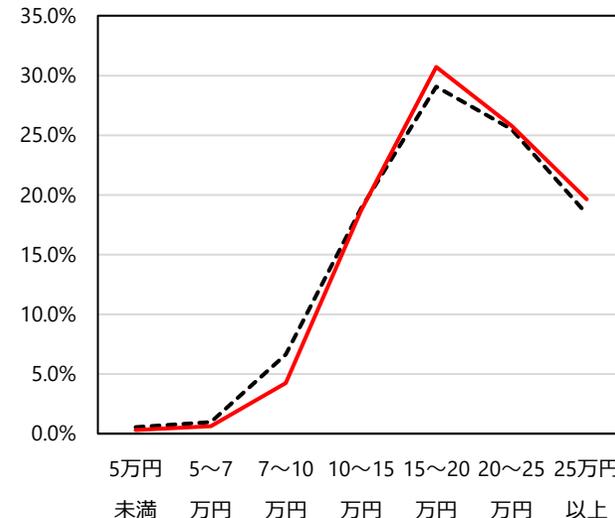
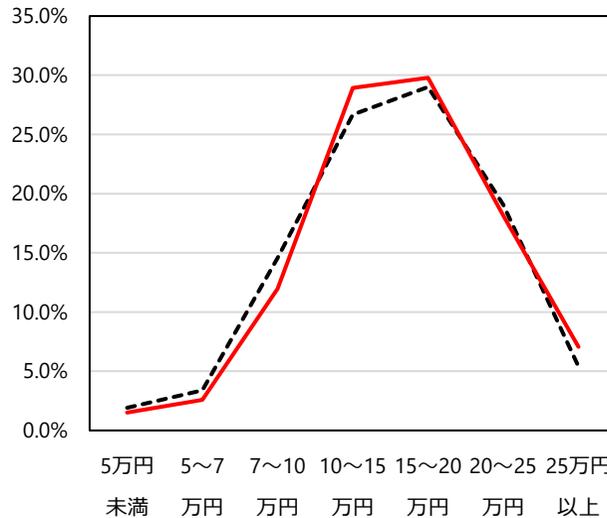
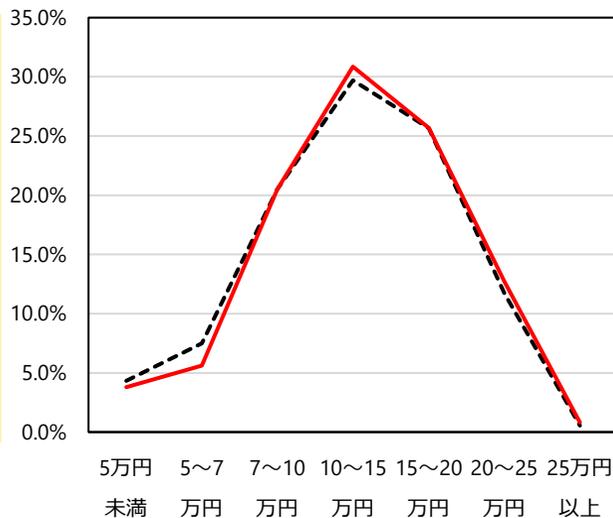
一男女計一

1974年度生〈50歳〉
(2039年度に65歳到達)

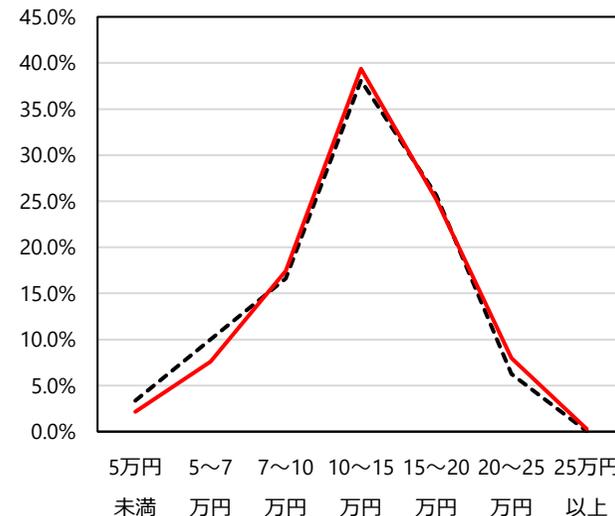
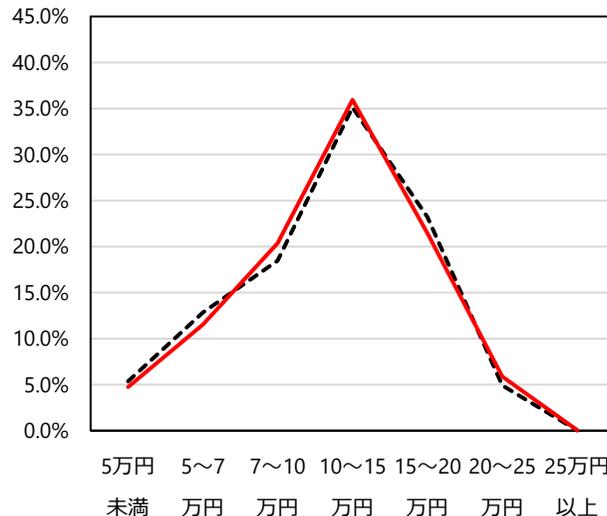
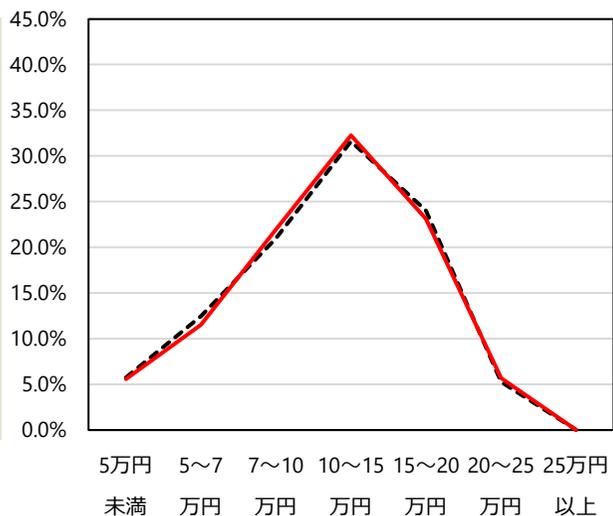
1984年度生〈40歳〉
(2049年度に65歳到達)

1994年度生〈30歳〉
(2059年度に65歳到達)

成長型経済移行・継続



過去30年投影



----- 現行制度 ———— 制度改革案

(注) 年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。
労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

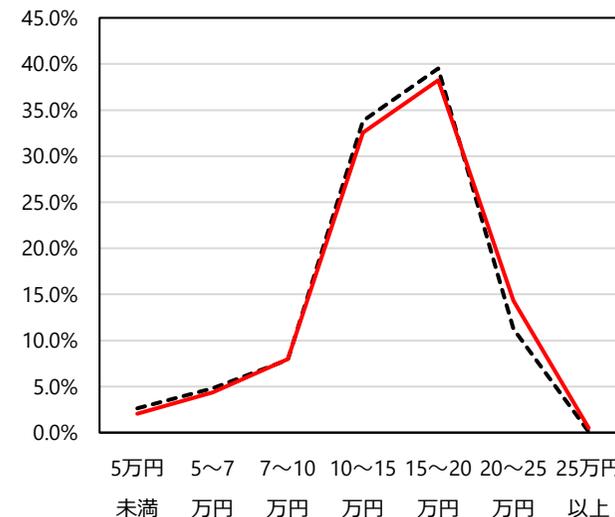
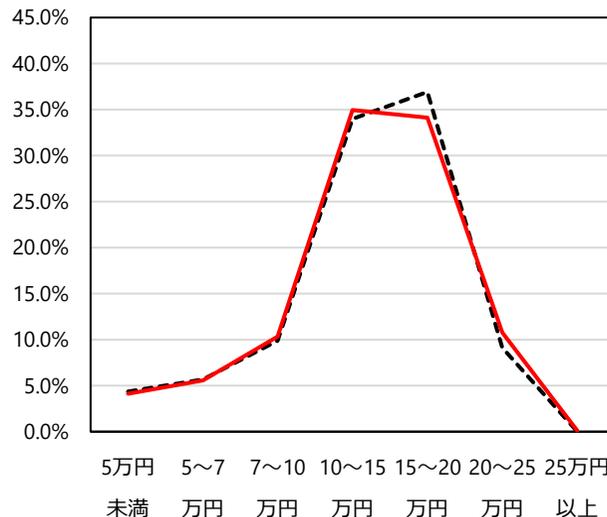
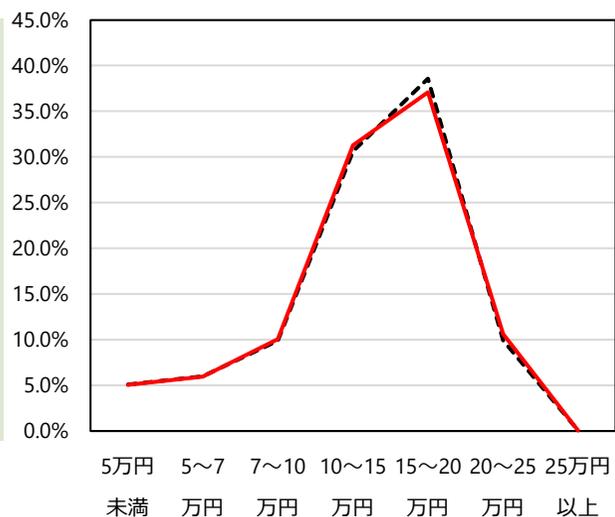
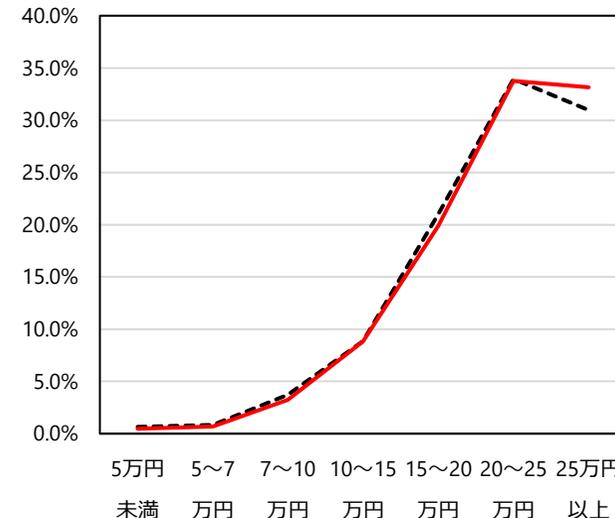
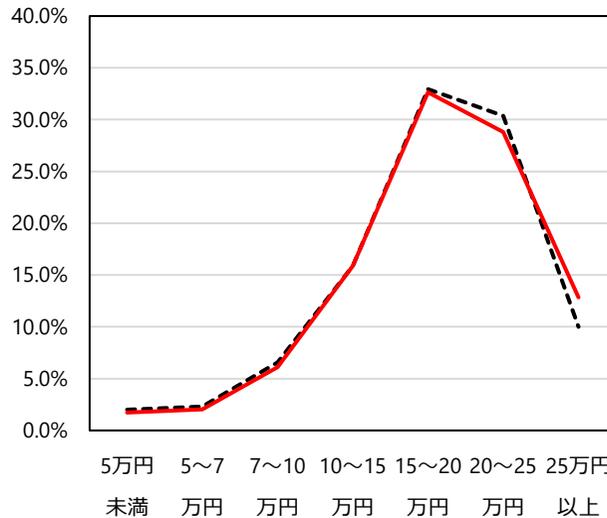
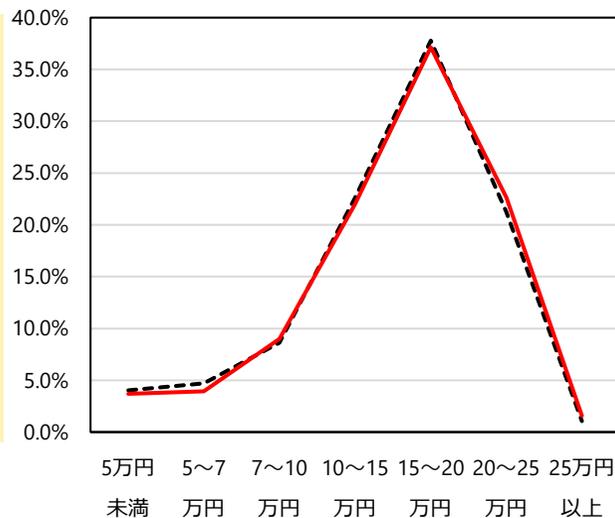
制度改革案による老齢年金の年金月額分布の変化

—男性—

1974年度生〈50歳〉
(2039年度に65歳到達)

1984年度生〈40歳〉
(2049年度に65歳到達)

1994年度生〈30歳〉
(2059年度に65歳到達)



----- 現行制度 ———— 制度改革案

成長型経済移行・継続

過去30年投影

(注) 年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。
労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

制度改革案による老齢年金の年金月額分布の変化

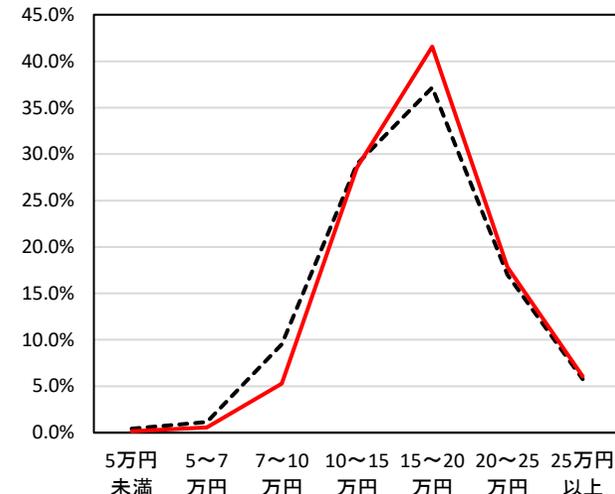
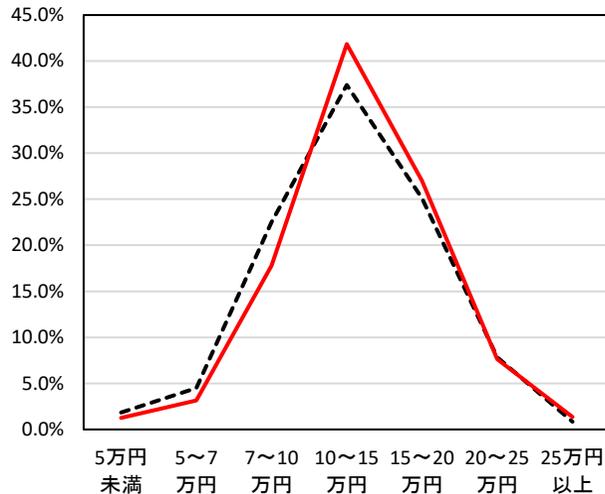
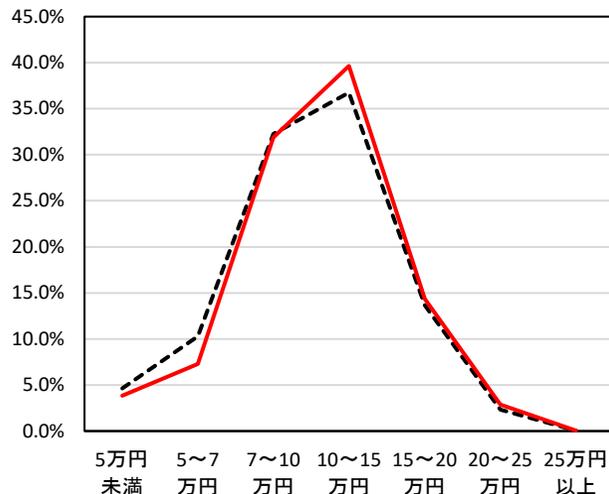
—女性—

1974年度生〈50歳〉
(2039年度に65歳到達)

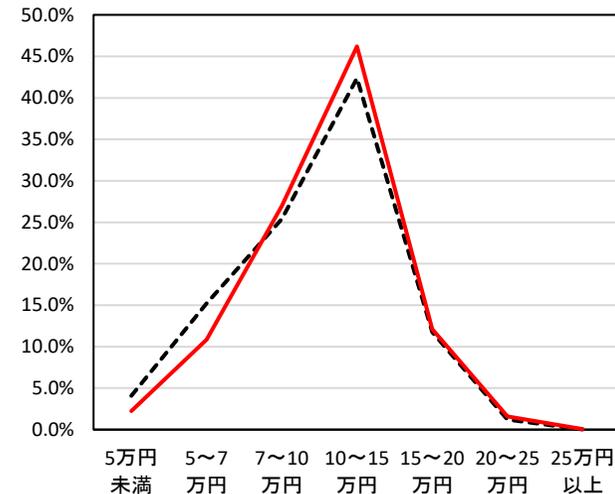
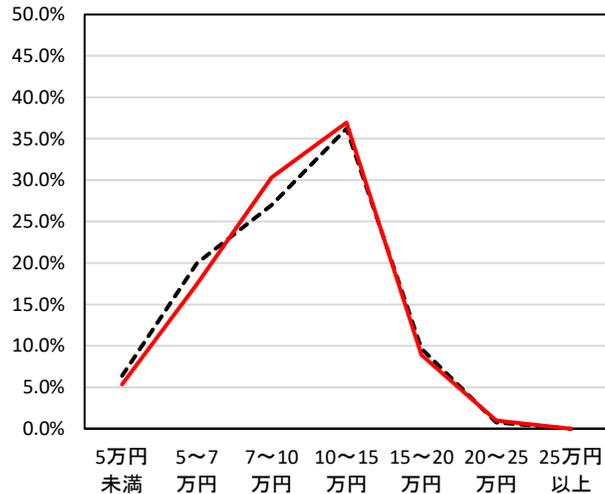
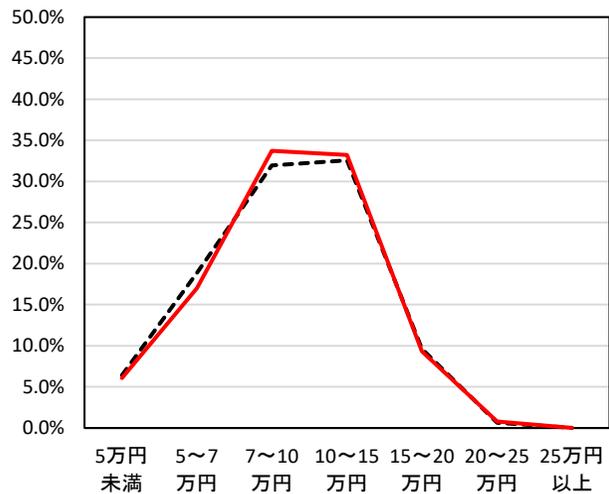
1984年度生〈40歳〉
(2049年度に65歳到達)

1994年度生〈30歳〉
(2059年度に65歳到達)

成長型経済移行・継続



過去30年投影



----- 現行制度

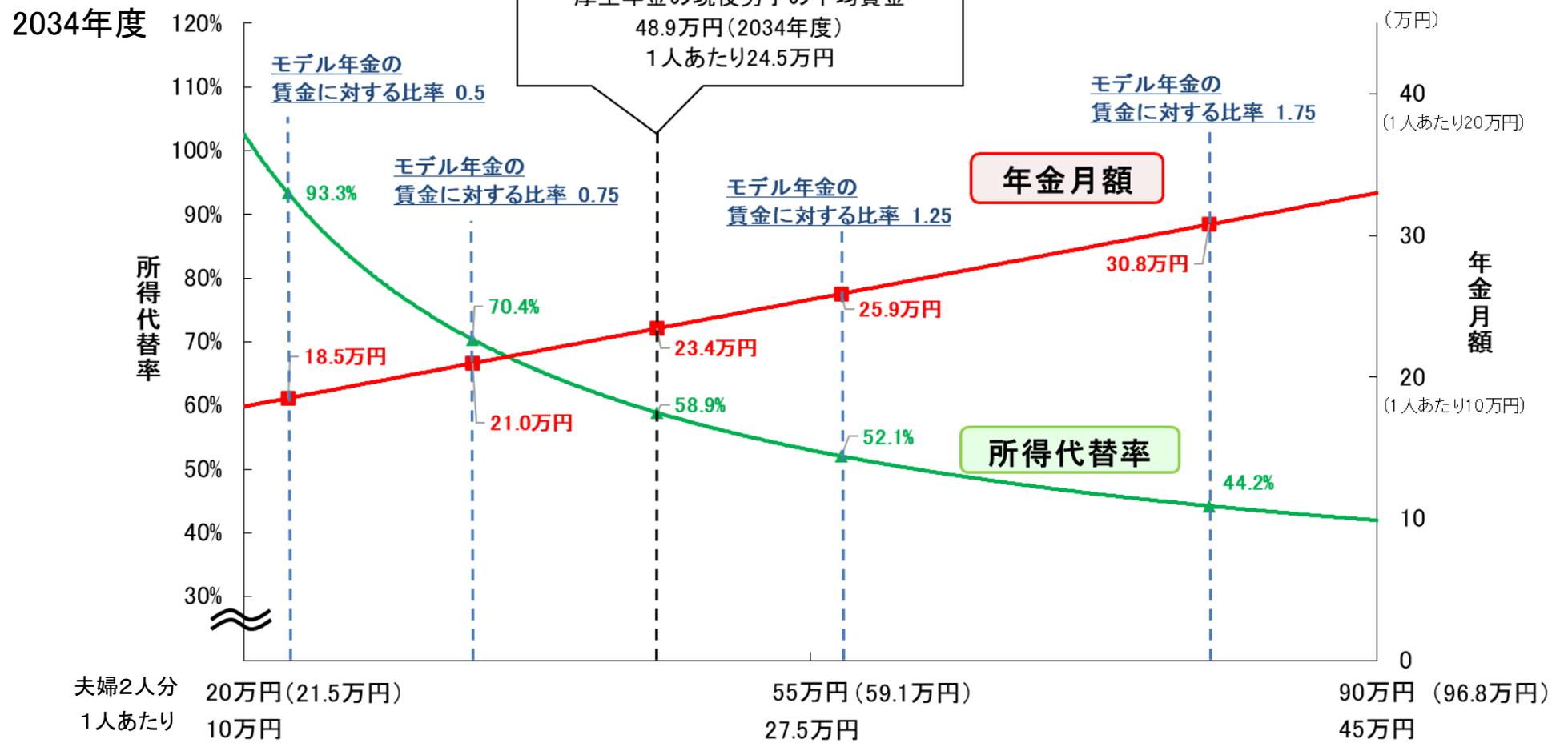
— 制度改革案

(注) 年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額。
労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。

(参考) 賃金水準別 (1人あたり) の年金月額及び現役時の賃金比率 (制度改正案)

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準 (1人あたり) によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5, 0.75, 1.25, 1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

成長型経済移行・継続(実質1%成長)



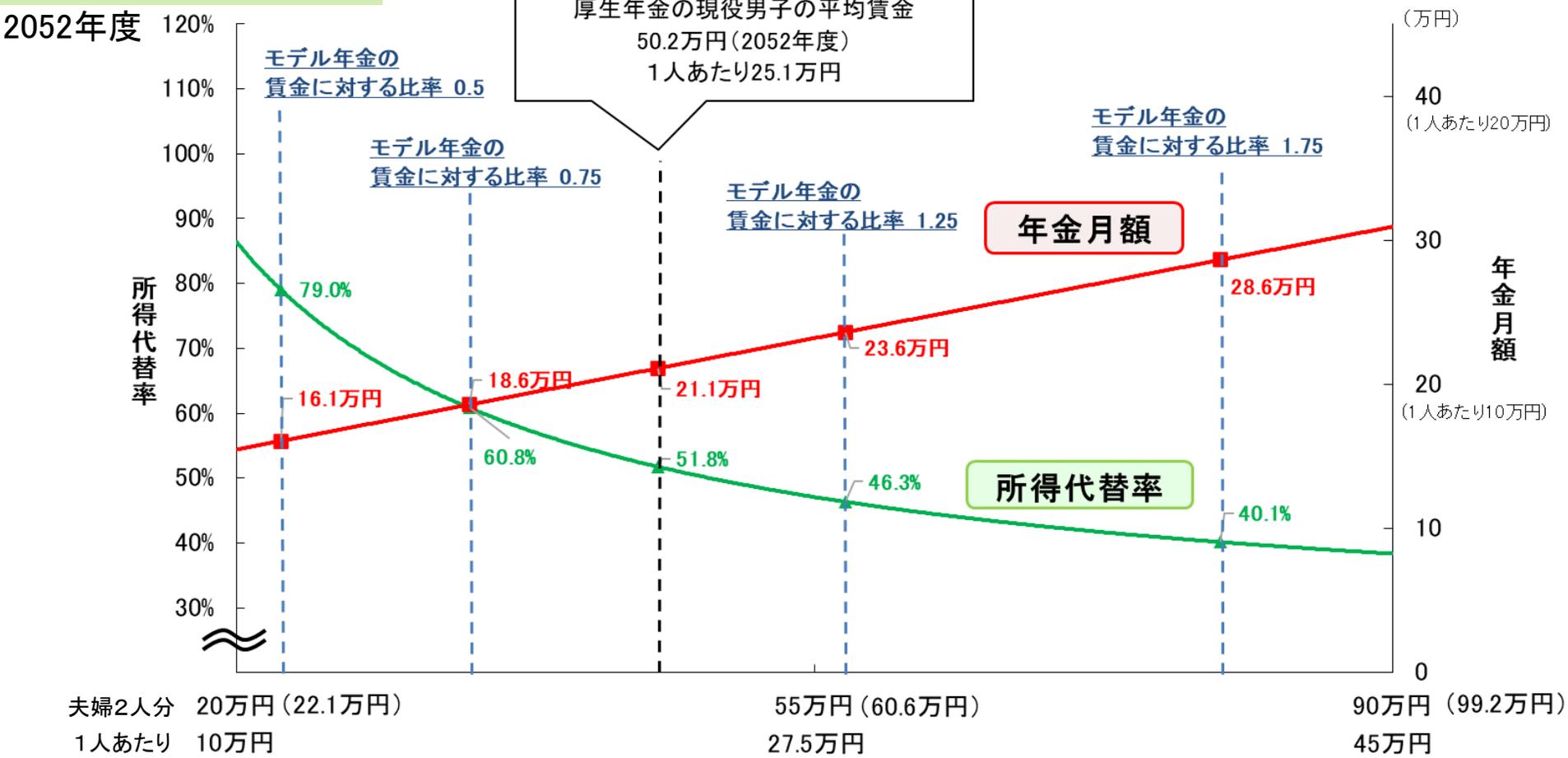
2024年の賃金水準 (2034年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額 (物価で2024年度に割り戻した実質額) であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2: 2034年度の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
 注3: 令和6年財政検証時と同様、どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

(参考) 賃金水準別 (1人あたり) の年金月額及び現役時の賃金比率 (制度改正案)

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準 (1人あたり) によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5, 0.75, 1.25, 1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

過去30年投影(実質ゼロ成長)



2024年の賃金水準(2052年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2: 2052年度の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
 注3: 令和6年財政検証時と同様、どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

(参考) 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

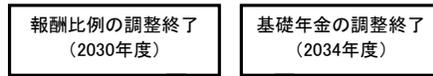
<制度改正案>

モデル年金【成長型経済移行・継続(実質1%成長)】

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済:成長型経済移行・継続ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1% (1.8%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	58.9%	34.3%	24.7%
給付水準の調整終了年度	2034	2034	2030



生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	38.2	39.8	42.9	46.2	49.7	53.6	57.7	62.2	67.0	72.2	77.7	83.7
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	22.6 61.2% (65歳)	22.2 <58.2%> (70歳)	21.8 <54.7%> (75歳)	21.8 <50.8%> (80歳)	21.8 <47.2%> (85歳)	23.4 <47.1%> (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		22.9 60.1% (65歳)	22.5 <56.5%> (70歳)	22.5 <52.5%> (75歳)	22.5 <48.7%> (80歳)	23.4 <47.1%> (85歳)	25.3 <47.1%> (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			23.4 58.9% (65歳)	23.4 <54.7%> (70歳)	23.4 <50.8%> (75歳)	23.4 <47.1%> (80歳)	25.3 <47.1%> (85歳)	27.2 <47.1%> (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				25.3 58.9% (65歳)	25.3 <54.7%> (70歳)	25.3 <50.8%> (75歳)	25.3 <47.1%> (80歳)	27.2 <47.1%> (85歳)	29.3 <47.1%> (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					27.2 58.9% (65歳)	27.2 <54.7%> (70歳)	27.2 <50.8%> (75歳)	27.2 <47.1%> (80歳)	29.3 <47.1%> (85歳)	31.6 <47.1%> (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						29.3 58.9% (65歳)	29.3 <54.7%> (70歳)	29.3 <50.8%> (75歳)	29.3 <47.1%> (80歳)	31.6 <47.1%> (85歳)	34.0 <47.1%> (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							31.6 58.9% (65歳)	31.6 <54.7%> (70歳)	31.6 <50.8%> (75歳)	31.6 <47.1%> (80歳)	34.0 <47.1%> (85歳)	36.6 <47.1%> (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								34.0 58.9% (65歳)	34.0 <54.7%> (70歳)	34.0 <50.8%> (75歳)	34.0 <47.1%> (80歳)	36.6 <47.1%> (85歳)	39.5 <47.1%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。

(注3) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

(注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

(参考) 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

< 制度改正案 >

基礎年金【成長型経済移行・継続(実質1%成長)】

○ 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済: 成長型経済移行・継続ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1% (1.8%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	58.9%	34.3%	24.7%
給付水準の調整終了年度	2034	2034	2030

基礎年金の調整終了
(2034年度)

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円											
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.3 (75歳)	6.3 (80歳)	6.3 (85歳)	6.8 (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.5 (75歳)	6.5 (80歳)	6.8 (85歳)	7.3 (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			6.8 (65歳)	6.8 (70歳)	6.8 (75歳)	6.8 (80歳)	7.3 (85歳)	7.9 (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				7.3 (65歳)	7.3 (70歳)	7.3 (75歳)	7.3 (80歳)	7.9 (85歳)	8.5 (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					7.9 (65歳)	7.9 (70歳)	7.9 (75歳)	7.9 (80歳)	8.5 (85歳)	9.2 (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						8.5 (65歳)	8.5 (70歳)	8.5 (75歳)	8.5 (80歳)	9.2 (85歳)	9.9 (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							9.2 (65歳)	9.2 (70歳)	9.2 (75歳)	9.2 (80歳)	9.9 (85歳)	10.7 (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								9.9 (65歳)	9.9 (70歳)	9.9 (75歳)	9.9 (80歳)	10.7 (85歳)	11.5 (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、

乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

(注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

(参考) 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

<制度改正案>

モデル年金【過去30年投影(実質ゼロ成長)】

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済:過去30年投影ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	-0.1% (0.7%)

	所得代替率		
	基礎	比例	
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	51.8%	27.1%	24.6%
給付水準の調整終了年度	2052	2052	2030

報酬比例の調整終了
(2030年度)

基礎年金の調整終了
(2052年度)

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円												
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	37.0	37.3	38.2	39.2	40.2	41.2	42.2	43.3	44.4	45.5	46.7	47.8
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	22.6 [61.2%] (65歳)	22.2 <59.8%> (70歳)	21.6 <58.0%> (75歳)	21.1 <55.3%> (80歳)	20.7 <52.7%> (85歳)	20.2 <50.3%> (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		22.2 [60.0%] (65歳)	21.7 <58.2%> (70歳)	21.2 <55.5%> (75歳)	20.7 <52.9%> (80歳)	20.3 <50.5%> (85歳)	20.0 <48.6%> (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			21.8 [58.5%] (65歳)	21.3 <55.8%> (70歳)	20.8 <53.2%> (75歳)	20.4 <50.7%> (80歳)	20.1 <48.9%> (85歳)	20.1 <47.7%> (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				21.6 [56.6%] (65歳)	21.2 <54.0%> (70歳)	20.7 <51.5%> (75歳)	20.5 <49.7%> (80歳)	20.5 <48.5%> (85歳)	20.5 <47.3%> (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					21.4 [54.6%] (65歳)	20.9 <52.1%> (70歳)	20.7 <50.3%> (75歳)	20.7 <49.0%> (80歳)	20.7 <47.8%> (85歳)	20.7 <46.6%> (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						21.2 [52.7%] (65歳)	20.9 <50.8%> (70歳)	20.9 <49.6%> (75歳)	20.9 <48.4%> (80歳)	20.9 <47.2%> (85歳)	20.9 <46.0%> (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							21.3 [51.8%] (65歳)	21.3 <50.5%> (70歳)	21.3 <49.2%> (75歳)	21.3 <48.0%> (80歳)	21.3 <46.8%> (85歳)	21.3 <45.7%> (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								21.9 [51.8%] (65歳)	21.9 <50.5%> (70歳)	21.9 <49.2%> (75歳)	21.9 <48.0%> (80歳)	21.9 <46.8%> (85歳)	21.9 <45.7%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2) □ 内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。

(注3) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

(注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

(注6) 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

(参考) 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

< 制度改正案 >

基礎年金[過去30年投影(実質ゼロ成長)]

○ 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人 経済: 過去30年投影ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	-0.1% (0.7%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	51.8%	27.1%	24.6%
給付水準の調整終了年度	2052	2052	2030

基礎年金の調整終了
(2052年度)

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円												
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.3 (75歳)	6.0 (80歳)	5.8 (85歳)	5.6 (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		6.5 (65歳)	6.3 (70歳)	6.0 (75歳)	5.8 (80歳)	5.6 (85歳)	5.5 (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			6.3 (65歳)	6.1 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	5.5 (85歳)	5.5 (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				6.1 (65歳)	5.9 (70歳)	5.6 (75歳)	5.5 (80歳)	5.5 (85歳)	5.5 (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					5.9 (65歳)	5.6 (70歳)	5.5 (75歳)	5.5 (80歳)	5.5 (85歳)	5.5 (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						5.6 (65歳)	5.5 (70歳)	5.5 (75歳)	5.5 (80歳)	5.5 (85歳)	5.5 (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							5.6 (65歳)	5.6 (70歳)	5.6 (75歳)	5.6 (80歳)	5.6 (85歳)	5.6 (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								5.7 (65歳)	5.7 (70歳)	5.7 (75歳)	5.7 (80歳)	5.7 (85歳)	5.7 (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

(注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

(注4) 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

(参考) 公的年金の財源と給付の内訳 (バランスシート<運用利回りによる一時金換算>)

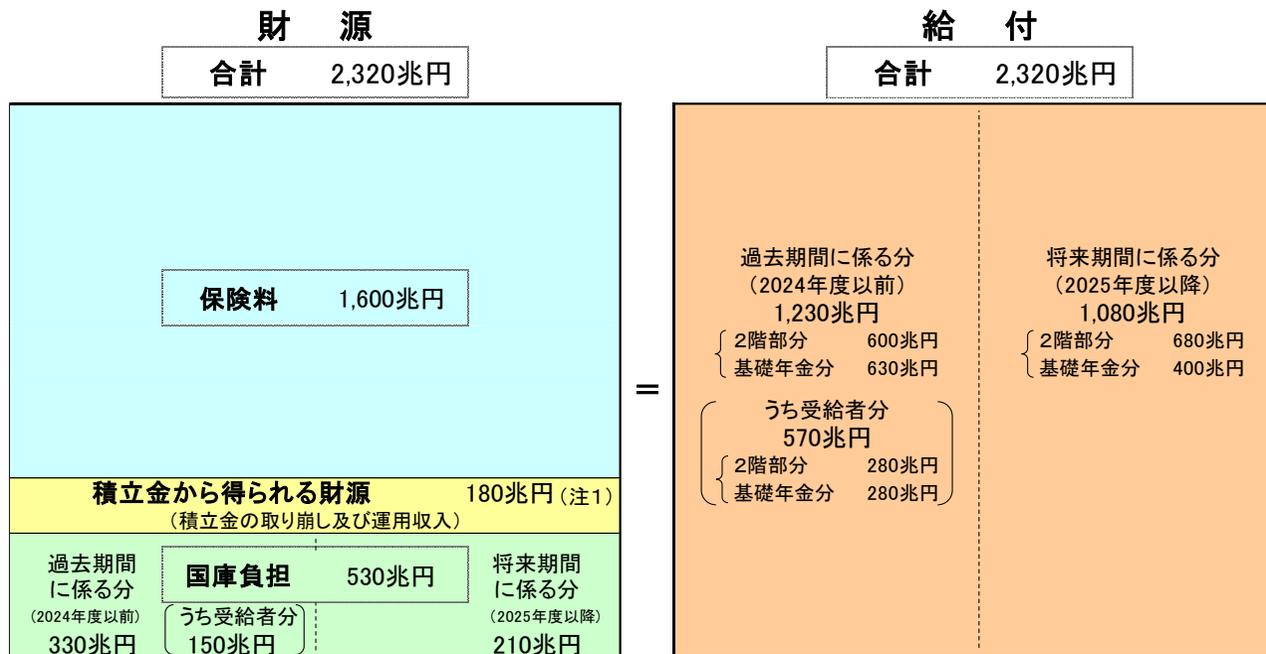
成長型経済移行・継続(実質1%成長)

【厚生年金+国民年金】 制度改正案 <経済:成長型経済移行・継続 人口:中位推計>

長期の経済前提

- ・物価上昇率 2.0%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りによって現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



令和6(2024)年度末

$$\text{※ いわゆる二重の負担の額} = \text{過去期間に係る給付 (610兆円)} - \text{過去期間に係る国庫負担 (330兆円)} - \text{積立金から得られる財源 (300兆円)} \quad (\text{注2})$$

注1:成長型経済移行・継続ケースでは、財政均衡期間最終年度(2120年度)において約120兆円(2024年度価格)の積立金を残している
 注2:いわゆる二重の負担の額は、財政均衡期間最終年度(2120年度)において残った積立金120兆円(2024年度価格)も活用する前提で計算している

<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源 (合計 2,200)		給付 (合計 2,200)		財源 (合計 110)		給付 (合計 110)	
保険料 1,580	積立金 170	過去期間分 1,160	将来期間分 1,040	保険料 30	積立金 10	過去期間分 70	将来期間分 40
	国庫負担 460	2階部分 600	2階部分 680	国庫負担 70		受給者分 30	
過去期間分 280 (受給者分 130)	将来期間分 180	基礎年金 560	基礎年金 360	過去期間分 40 (受給者分 20)	将来期間分 30		
		受給者分 530					
		2階部分 280					
		基礎年金 250					

(参考) 公的年金の財源と給付の内訳 (バランスシート <賃金上昇率による一時金換算>)

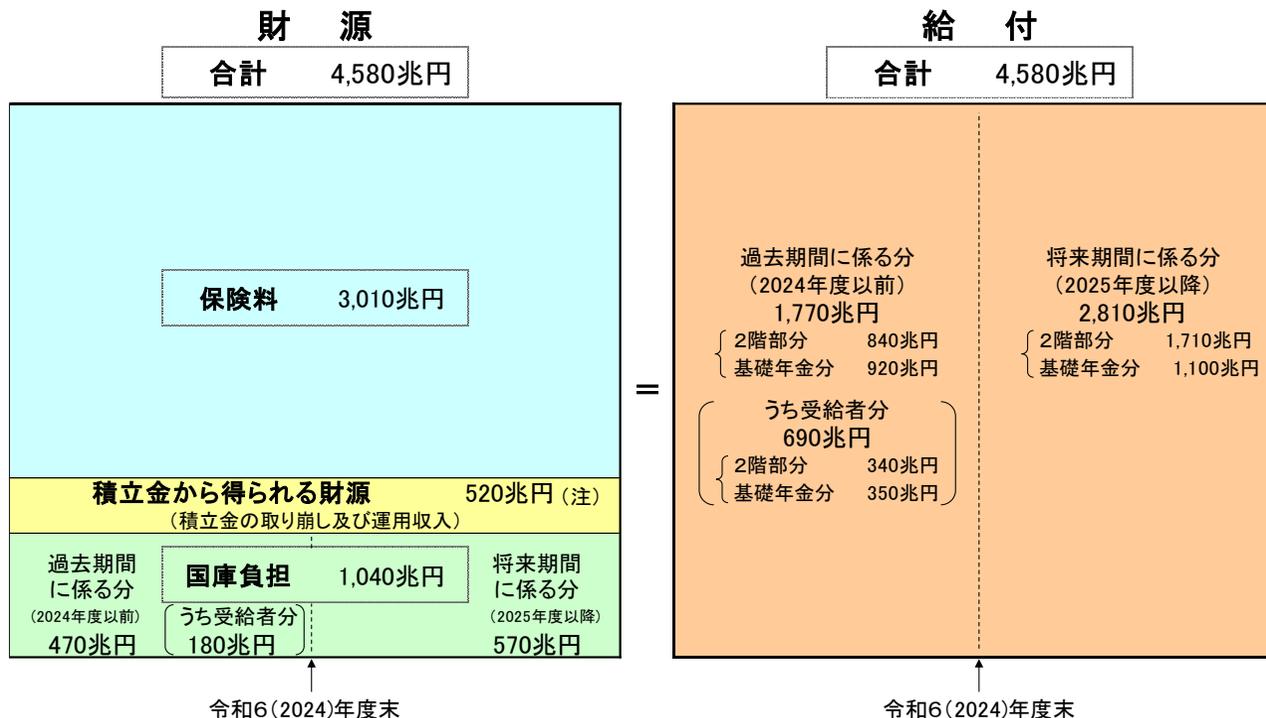
成長型経済移行・継続(実質1%成長)

【厚生年金+国民年金】 制度改正案 <経済:成長型経済移行・継続 人口:中位推計>

長期の経済前提

- ・物価上昇率 2.0%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



注: 成長型経済移行・継続ケースでは、財政均衡期間最終年度(2120年度)において約640兆円(2024年度価格)の積立金を残している

<厚生年金、国民年金別>

単位: 兆円

厚生年金				国民年金			
財源 (合計 4,360)		給付 (合計 4,360)		財源 (合計 220)		給付 (合計 220)	
保険料	2,960	過去期間分	1,660	保険料	50	過去期間分	100
積立金	500	2階部分	840	積立金	30	受給者分	40
国庫負担	900	基礎年金	820	国庫負担	140	将来期間分	120
過去期間分	410	受給者分	640	過去期間分	60		
(受給者分)	150	2階部分	340	(受給者分)	30		
将来期間分	490	基礎年金	310	将来期間	80		
		基礎年金	980				

(参考) 公的年金の財源と給付の内訳 (バランスシート<運用利回りによる一時金換算>)

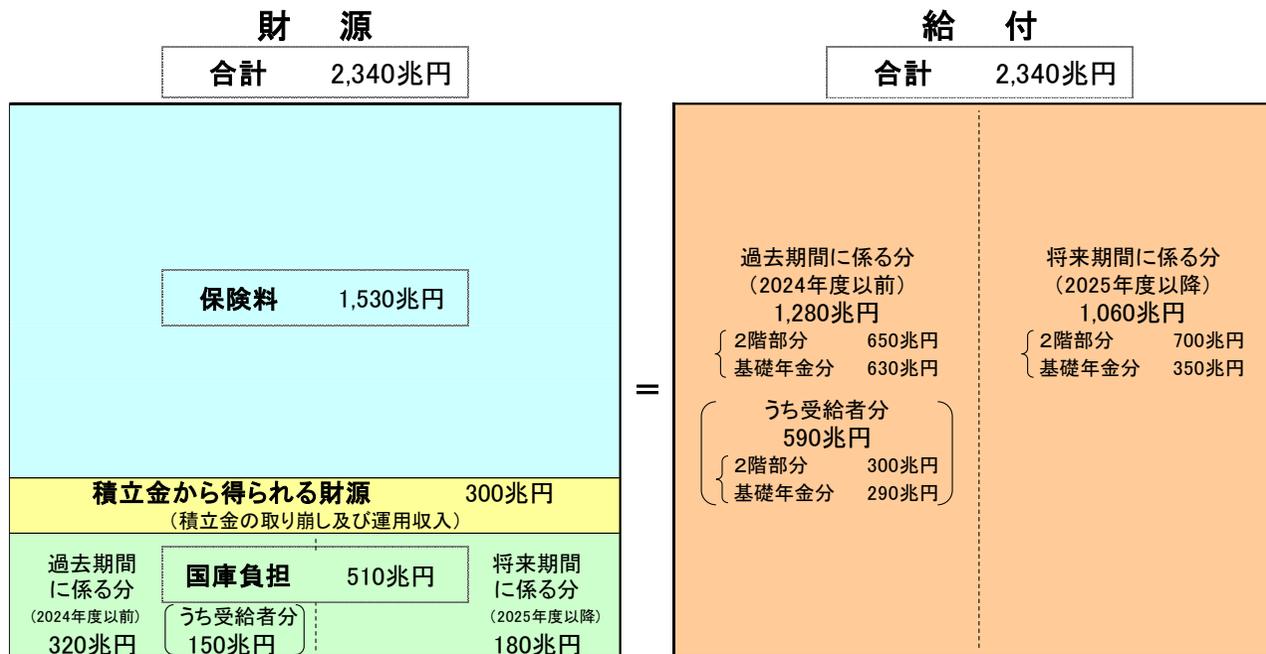
過去30年投影(実質ゼロ成長)

【厚生年金+国民年金】 制度改正案 <経済:過去30年投影 人口:中位推計>

長期の経済前提

- ・物価上昇率 0.8%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 0.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りによって現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



令和6(2024)年度末

$$\text{※ いわゆる二重の負担の額 (660兆円)} = \text{過去期間に係る給付 (1,280兆円)} - \text{過去期間に係る国庫負担 (320兆円)} - \text{積立金から得られる財源 (300兆円)}$$

<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源 (合計 2,210)		給付 (合計 2,210)		財源 (合計 120)		給付 (合計 120)	
保険料	1,500	過去期間分	1,200	保険料	40	過去期間分	80
積立金	290	2階部分	650	積立金	10	将来期間分	50
国庫負担	430	基礎年金	550	国庫負担	80	受給者分	40
過去期間分	280 (受給者分 130)	将来期間分	1,010	過去期間分	50 (受給者分 20)	将来期間分	30
		2階部分	700				
		基礎年金	310				
		受給者分	550				
		2階部分	300				
		基礎年金	260				

(参考) 公的年金の財源と給付の内訳 (バランスシート <賃金上昇率による一時金換算>)

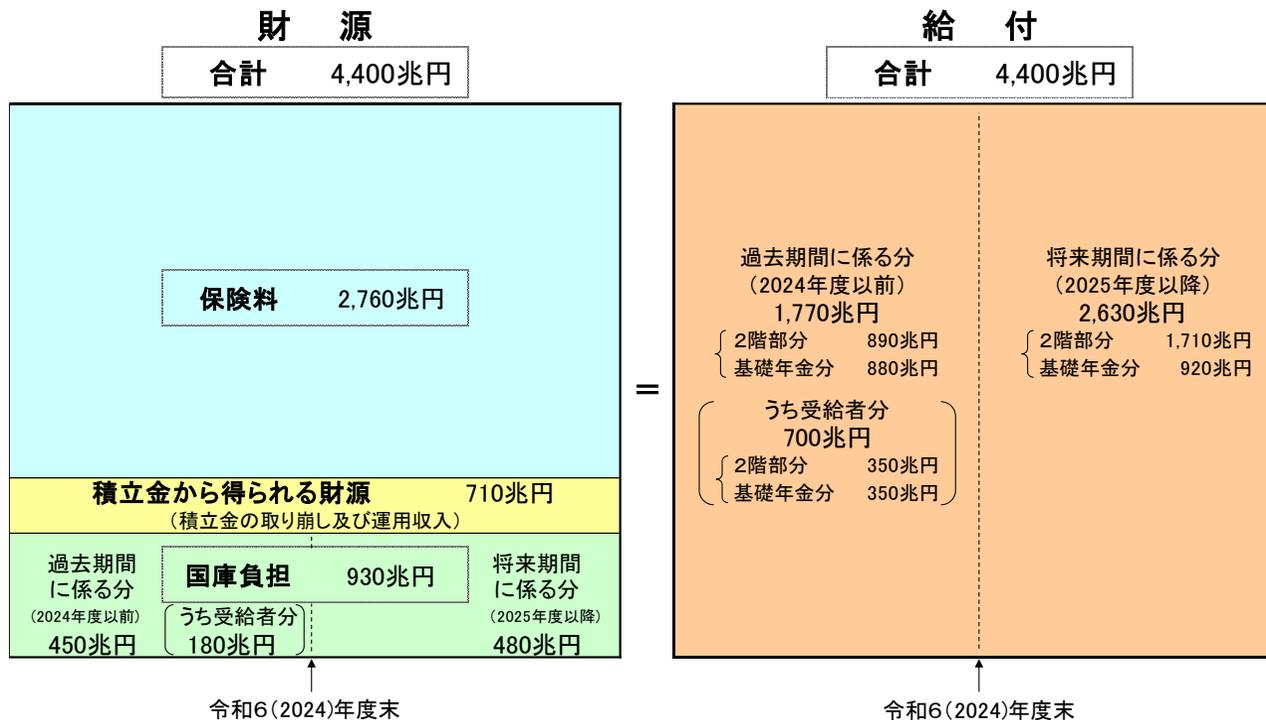
過去30年投影(実質ゼロ成長)

【厚生年金+国民年金】 制度改正案 <経済:過去30年投影 人口:中位推計>

長期の経済前提

- ・物価上昇率 0.8%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 0.5%
- ・運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

今後、概ね100年間にわたる厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(2024年度)の価格に換算して一時金で表したもの



<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源 (合計 4,170)		給付 (合計 4,170)		財源 (合計 230)		給付 (合計 230)	
保険料	2,700	過去期間分	1,660	保険料	60	過去期間分	110
積立金	690	2階部分	890	積立金	30	受給者分	50
国庫負担	790	基礎年金	770	国庫負担	140	将来期間分	120
過去期間分	390	将来期間分	2,510	過去期間分	60		
(受給者分 150)		2階部分	1,710	(受給者分 30)			
将来期間分	400	基礎年金	810	将来期間	80		
		受給者分	650				
		2階部分	350				
		基礎年金	300				